

平成13年 定例第3回

新得町議会会議録

開 会 平成13年9月13日

閉 会 平成13年9月26日

新得町議会

第 1 日

平成13年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成13年9月13日（木曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	認定第1号	平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認定第2号	平成12年度新得町水道事業会計決算認定について
5	議案第41号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第42号	物品購入契約の締結について
7	議案第43号	物品購入契約の締結について
8	議案第44号	町道の路線廃止及び認定について
9～11	議案第45号 ～ 議案第47号	9月26日審議
12	意見案第6号	新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書
13	意見案第7号	基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書
14	陳情第2号	「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

- 認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について
議案第41号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 物品購入契約の締結について
議案第43号 物品購入契約の締結について
議案第44号 町道の路線廃止及び認定について
議案第45号 9月26日審議
議案第46号 9月26日審議
議案第47号 9月26日審議
意見案第6号 新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書
意見案第7号 基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書
陳情第2号 「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書

出席議員（18人）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 川見久雄 | 議員 | 2番 | 藤井友幸 | 議員 |
| 3番 | 吉川幸一 | 議員 | 4番 | 千葉正博 | 議員 |
| 5番 | 宗像一 | 議員 | 6番 | 松本諫男 | 議員 |
| 7番 | 菊地康雄 | 議員 | 8番 | 斎藤芳幸 | 議員 |
| 9番 | 廣山麗子 | 議員 | 10番 | 金澤学 | 議員 |
| 11番 | 石本洋 | 議員 | 12番 | 古川盛 | 議員 |
| 13番 | 松尾為男 | 議員 | 14番 | 渡邊雅文 | 議員 |
| 15番 | 黒澤誠 | 議員 | 16番 | 高橋欽造 | 議員 |
| 17番 | 武田武孝 | 議員 | 18番 | 湯浅亮 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員長	小笠原一水	
監査委員	吉岡正	

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
収		入	役	清	水	輝	男
総		務	課	畑	中	栄	和
企	画	調	整	長	尾		正
税		務	課	長	山	秀	敏
住	民	生	活	長	高	橋	昭
保	健	福	祉	長	浜	田	正
建		設	課	長	村	中	隆
農		林	課	長	齊	藤	正
水		道	課	長	常	松	敏
商	工	観	光	長	西	浦	
児	童	保	育	長	富	田	秋
老	人	ホ	一	長	長	尾	直
屈	足	支	所	長	田	中	透
庶		務	係	長	鈴	木	貞
財		政	係	長	佐	藤	博

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育	長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	長	加	藤	健
社	会	教	育	長	高	橋	末

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑		野	恒	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年定例第3回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議事日程の変更

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしておりますが、日程9及び日程10並びに日程11につきましては、26日の会議において審議いただきたく、本日の議事日程より削除いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、日程9及び日程10並びに日程11は、本日の議事日程より削除することに決しました。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番、宗像一議員、6番、松本諫男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本洋議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る9月6日、午後1時30分から、議員控室におきまして議会運営委員会を開催し、提出されず議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から9月26日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

なお、一部議案の先送り、最終日に持ち越すといった訂正もございましたので、お含みおきいただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月26日までの14日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの14日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 8月3日、臨時第2回町議会以後の行政報告を行います。

同じ8月3日ではありますが、レディースファームスクールの「ミルクネットの会」の設立総会を開催をいたしました。これは、レディースファームスクールの修了生の研修修了後のアフターケアもしていこうというふうなことで、情報交換も含めてこの会を設立したわけであります。この後、9月12日に第1回目の交流会を開催したところであります。

また、中ほどではありますが、町道屈足21号歩道新設工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

次ページにまいりまして、8月8日には役場の庁内におきまして、受益者負担の検討委員会の設立の第1回目の会合を行っております。これは、今日まで町が各種のサービスを提供してきているわけではありますが、また、経済成長と相まって、住民要望の多くにこたえてきたところであります。

しかしながら、行政サービスの提供に当たりましては、負担の在り方について、今後いろいろな角度から検討していきたいということで、この委員会を設立したところであります。今後その在り方について、ある程度時間をかけながら検討をしていきたいと考えているところであります。

また、8月9日には、ヤクルト本社の陸上部の選手一行が来町をいたしまして、歓迎の交流会をいたしました。ヤクルト陸上部におきましては、7月30日から8月14日までの16日間、15名の選手が本町に滞在をいたしまして強化合宿をいたしております。延べで240人であります。

8月11日には、友好都市東根市のまつりが行われまして、招待を受けましたので清水収入役と職員3名が、研修を兼ねてこれに参加をいたしております。

3ページにまいりまして、8月18日には新得町出身の菅野久光参議院議員が、3期18年にわたりましてご活躍をいただいたわけではありますが、この度の任期満了に伴って、参議院の副議長も退任をされたということで、町民のかたがたでその感謝の集いを実施したところであります。

4 ページにまいりまして、8 月 2 4 日には北海道大学の法学部の学生が本町においてになりまして、町民に対する移動法律相談室を開設をいたしまして、無料で相談に応じて、この間、町民のかたがたから 1 4 件の相談がございました。

8 月の 2 7 日には、J R 北海道の釧路支社の次長が来庁いたしました。これは先に支社長が本町においてになりまして、今年は石勝線開業がいよいよ 2 0 年という大きな節目を迎える年になります。

したがって、釧路支社、町等でですね、それらの記念事業を実施したいという申し出がございまして、その進め方について相談をいたしております。その結果、別途町の負担部分について補正の提案をいたしておりますので、その際にご審議を賜りたいと考えております。

8 月 2 7 日には、専修大学の陸上部が本町で強化合宿をいたしまして、その交流会をいたしております。専修大学におかれましては、8 月 1 9 日から 3 0 日までの 1 2 日間、2 4 名の選手、監督がおいでになりました。やがての箱根駅伝の復活を目指していっしょうけんめいトレーニングをされておまして、延べ 2 8 8 人であります。

また、8 月 2 8 日は、道議会の保健福祉委員一行が本町に来町されまして、重度身体障害者療護施設屈足わかふじ園の視察を行っております。

5 ページにまいりまして、8 月 3 1 日には町道西 1 条改良工事、以下 2 件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

なお、8 月末日現在の発注状況であります。全体で 1 3 5 件、率にいたしまして 8 1 . 5 パーセントであります。金額は総額で 1 0 億 4 , 9 0 0 万円余りあります。

9 月 3 日には、トムラ登山学校が開設をいたしまして、今年で 1 0 年を迎えます。その記念事業といたしまして、田部井淳子名誉校長を招いて記念登山会を実施したわけですが、それに参加のために町のほうに表敬訪問をいただいております。

9 月 4 日には、帯広職業安定所の所長がまいりまして、不況によりまして新卒者の求人が極めて厳しいと。したがって、地元での雇用にですね協力をしてほしいという要請をいただいております。

この折にお聞きした範囲では、町内の企業で地元の高校に求人を出しているのは、1 社 2 名だけだと、こういう厳しい状況であります。私どもも、最善の努力をしていきたいと思っております。

9 月 6 日には、新得物産株式会社並びに雲海酒造株式会社に、ネパールからそれぞれ研修生がまいっております。そば焼酎の製造、乾そばの製造技術について、2 か月間にわたって研修を続けるということで来町されております。

6 ページにまいりまして、9 月 6 日には屈足第 2 配水池計装・電気設備工事、以下 4 件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしているところあります。

9 月 7 日には、畑作振興会長並びに酪農振興会長が来庁をされまして、今後の有害鳥獣駆除の在り方について、従前の方法には課題もございましたので、そうした問題を改善しようということで、その今後の進め方についてご説明をいただいております。

その結果ですね、従前は町が有害鳥獣に関してはすべてその窓口であったわけですが、今後は農業被害であるということから、農業者自身もそれに協力をしていこうということでありまして、被害の状況については農業者自身がですね、それぞれ農協を窓口にしてその被害報告をいたしまして、そして、農協がいわゆる猟友会といいましょるか、ハンターに直接依頼をしていくというかたちに改正をいたしました。

また、町の支援は、従来捕獲頭数に応じて補助金といいましょうか支給していたわけですが、今後は巡回した人工とその玉代の実費相当分といいましょうか、そうした支払いに改めるとい取り扱いといたすことといたしております。

9月11日には、監査委員から平成12年度の本町の各会計の決算監査報告について提出があり、また、説明をいただきました。

行政報告書に記載のない事項3点ございまして、説明をさせていただきたいと思いません。

1点目は、9月6日に千葉県で飼養されておりました乳用牛1頭から、牛海綿状脳症と、いわゆる狂牛病の疑いがある牛が見つかったわけであります。現在イギリスに最終的な検査を依頼しているようであります。もしそうだとすると、これは国内で初めてであります。

この牛が実は、北海道の佐呂間町で生産された牛ということに伴いまして、昨日全道で一斉にその対策会議が開催をされました。その結果、9月13日から9月20日までの間に、全道の全農家の全頭数の検査を実施することとなりまして、したがって本町におきましても、乳牛・肉牛合わせて約2万頭であります。この全頭について、獣医師による臨床検査を実施することとなりました。

次に過般の台風15号によります町内の被害状況について、ご報告を申し上げます。

本町におきましては、雨量が138ミリでありまして、おかげさまで強風もあまりなかったという状態でありましたが、しかし、この雨の影響によりまして、一つはパンケニコロベツ川に橋が架かる忠別清水線、道道であります。この南岩松橋の左岸側の橋台の上に、上、下流側から流木による増水で決壊をいたしました。

このため応急的措置といたしまして、12日に通行止めを実施をいたしてありまして、現在は通行止めを解消いたしたところであります。

また、農業被害におきましては、南新得の明きよが11日4時半ごろオーバーフローいたしまして、ビート畑その他3ヘクタールに冠水を見ております。おかげさまで、翌日には滞水の状況が見られなかったと聞いております。

全体的には、今回の雨によって豆類の生育不良、あるいは品質不良が心配されますし、また、農作業そのものも全体的に遅れが見られる状況となりました。しかし、総体的には他町村と比較いたしますと、軽微な被害となったかと考えております。

また、スポーツ施設におきましては、サホロリバーサイドパークゴルフ場が冠水となりました。現在も冠水状態であります。冠水区域はAコース川側の7ホールでありまして、また、ランニングコースの一部も冠水をいたしてあります。

この後、状況を待って必要な措置を講じていきたいと考えております。復旧のめどにつきましては、今週の土曜日から作業を始めて、1週間で復旧を予定したいと考えております。

概要でありますけれども、今回の台風15号による被害の状況は以上であります。

次に3点目であります。清水輝男収入役におかれましては、この間、収入役といたしまして重要な責務を担っていただいておりますが、この度、一身上の都合によりまして、9月末日をもって退任されることとなりました。退任後は町内の民間会社に転身される予定であります。

退任願は、8月23日に提出されましたが、決算事務処理の都合も考慮し、また、転身される会社の一連の手続きを待って、9月末日での退任を承諾いたしたところであり

ます。なお、清水収入役退任後は収入役を配置せず、収入役職務代理者をもって職務を代理する体制をとっていきたいと考えているところであります。

以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第3、認定第1号、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く16名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については16名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第4 認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第4、認定第2号、平成12年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く16名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については16名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 議案第41号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第41号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

◎秋山秀敏税務課長 議案第41号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思っております。

下から4行目の提案理由でございますが、平成13年6月27日、地方税法の一部が

改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページの改正内容でございますが、1、附則第19条の改正につきましては、最近の経済情勢を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進を図る観点から、個人町民税について所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等を証券会社を通して譲渡した場合におきましては、当該上場株式等にかかる譲渡所得の金額から100万円を控除するための条文の追加でございます。

2、附則第20条の改正につきましては、附則第19条の改正に伴う条文の整理でございます。

なお、この改正に伴う本町への影響でございますが、平成13年度課税ベースで試算をしてみますと、対象者が2名で8万円の減収になるものと考えております。

この条例は平成13年10月1日から施行するものでございます。条例の本文の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 物品購入契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第42号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第42号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。じん芥収集車購入。

2、購入契約をする物品名及び数量。じん芥収集車、5.5トンボデー、フルタイム4WD、低床型1台。

3、型式。GX1JJDA、架装型KB920。

4、契約の方法。指名競争入札でございます。

5、契約の金額。1,349万2千500円でございます。

6、契約の相手方といたしまして、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社、代表取締役、本橋正康。

なお、納期につきましては、平成14年1月21日といたしてございます。

次のページ以降に資料1・2に仕様書、資料3に図面を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。5番、宗像議員。

◎宗像一議員 今の車を買うのはいいんですが、今まで使っておられる車との、これは増車になるんですか、それとも入れ替えというかたちになるんですか。その辺ちょっと。

◎湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 車の入れ替えでございます。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 今まで使っていた車は、そうすると、結果的にはもう使わないということですか。

◎湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 今まで使っている車につきましては、車検期間がありますので、別途販売をしたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 物品購入契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第43号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第43号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。雪寒建設機械整備事業、除雪グレーダの購入。

2、購入契約をする物品名及び数量。除雪グレーダ、A式3.7メートル、アングリングプラウ付、1台。

3、型式。4GB。

4、契約の方法。指名競争入札でございますが、不落札のため随意契約となっております。

5、契約の金額。1,806万円でございます。

6、契約の相手方といたしまして、帯広市西19条北1丁目3番5号、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社帯広支店、支店長、堀合修。

なお、納期につきましては、平成13年12月10日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして仕様、図面を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 1点だけ聞いておきたいと思います。

不落随契、私はお話しを聞きましたけれども、価格の設定をされるときはどこかのメーカーにお尋ねをして、この仕様書をもとに価格を設定をした。それでも不落になった。

下取りの金額だとかいろいろな問題があって、メーカーと町とで価格が合わなかったというお話でございますけれども、ちょっとこういう物品購入に関しての不落っていうのはどうも納得がいかない。

今後こういう車を買うときにですね、契約の相手方、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社、ここは入札に再度のこういうふうな物品購入にあったときに、入れるのか入れないのかの検討は行政でされたのかどうか、お答え願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。

グレーダの購入の入札におきましては不落随契ということでございますけれども、この購入につきましては補助事業でございますので、補助事業につきましては、参考までに該当する会社から見積りを徴収することになっておりまして、建設機械の価格そのものにつきましては北海道で決めてございまして、価格の本体につきましては北海道で決めておりまして、輸送費ですとか、後、下取り価格につきましては、各自治体で決めるということになってございます。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

今回、不落随契であったわけですが、今後この業者を入札から除外するかどうか検討されたのかというご質問ですが、検討はいたしておりませんが、不落随契になったからといって、除外するってことにはならないというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 不落随契そのものもいいとか悪いっていうものではないんですね。行政の考えていることと、業者の人の考えていること、いろいろと予測のできない価格もできてくるから、不落随契そのものがすべて悪いって私は言うつもりはないけれども、物品購入に関しての不落随契は、これはメーカー側の考え方が違うのか、それとも行政側の値段の設定が低かったのかっていう反省は、私はすべきだと思うんです。

第1回目の質問では、私はメーカーが悪いものだと思っているから、この三菱を外せっていうような質問をさせていただいたけれども、反省した場合、行政が悪い場合もあるかもしれない。つまみ過ぎっていううわさも、中には聞こえるわけですから。

ですから、これの反省点はどっちにあったのかっていう反省ぐらいはされたかどうか、もう1回ご質問したい。

◎湯浅亮議長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げたいと思います。

指名競争入札の結果、不落随契ということになりました。これ物品購入にかかわらず一般の工事入札等についても、こういった例が間々あるわけでありまして。

今回この物品の購入に当たりましては、見積書を確認に各社から徴収をいたしました。その結果、予定価格の設定につきましては理事者側のほうでするわけですが、その見積

りを出された金額を参考にしながら、一定の調整をかけまして、少し低く設定をしたものが、結果として不落随契ということになったのかなと思います。

絶えず予算の執行に当たりましては、著しくその入札に影響を及ぼすほどの調整ということはおかけしておりませんが、業者のほうの努力のもとに、落札できえる範囲の中で予定価格を設定をしております。

今回、若干の差はありましたが、今後この見積等についても更に検討をしながら、契約そのものがスムーズにいくように、対応してまいりたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。11番、石本議員。

◎石本洋議員 この物品購入については特別な異議はないわけなんです、関連して聞きたいわけなんですよね。

実はこういう雪寒機械によって道路を除雪していくにしたがってですね、それぞれの家庭の前に硬い雪が積み重なっていくんですね。若いうちはまだ元気がいいんですが、こういう高齢化時代になってきますと、なかなかお年寄りですね、除くってことはたいへんになってくるわけですね。

そういった点で、もう少し小さな小回りの利く除雪機械を入れてですね、これは全部が全部ってということにもいかないでしょうけれども、最初は登録制度的にやっていかなければならないでしょうけれども、そういう面のきめ細かい対策といったものが取れないのかどうかと、お伺いしたいなと思います。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 お答えいたします。

この除雪グレーダにつきましては、主に幹線道路をですね除雪するということございまして、今までのグレーダと違いまして、右と左に方向を変えられる機能を持っております。

更に市街地の除雪につきましては、小型の除雪機も保有してございますので、市街地の除雪、今ご質問にございました雪山ができるというのは承知しているわけでございますけれども、通行量の多い所につきましては、ご存じのとおり降雪後何日か後にですね排雪などをしまして、更にそういう排雪が行われない部分につきましては、町の除雪機械では直接はできないわけでございますが、いろいろ福祉の関係のそういった除雪のボランティアもございまして、そういった方面ですね、利用されるとよろしいかなと思って考えてございます。

◎湯浅亮議長 ちょっと、関連外でございまして打ち切らせてもらいます。

ほかに。7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 このグレーダの性能といたしますか、仕様上の問題といたしますか、観点を変えて質問をしたいと思っております。

私もこの機械については詳しくは分かりませんが、聞くところによりますと、このグレーダという機械は運転の仕方といたしますか、構造上にさまざまな種類があるというふうに聞いております。

今までと同じ種類の機械であれば、問題はなく慣れた機械ということになると思っておりますけれども、もし構造上に著しい違いがあった場合にですね、12月にこれが導入をされて、そのまま、今まで使っている機械と切り替えになったとするとですね、運転に熟練をする期間というのが、どの程度持てるものなのか、すぐに雪が降らないとは思いますが、天候のことですので、十分に事前の準備も必要でしょうし、最近の除雪期

間の交通事故というものも、ときどきはあることも事実であります。

できるだけ交通事故のないようにしていただきたいと思いますが、それがこの構造上の問題で起きないとは限りませんので、その対策がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 村中建設課長。

◎村中隆雄建設課長 さきほどもお答えいたしましたけれども、この購入につきましては補助事業で導入してございます。補助事業で導入しておりますので、北海道の仕様書がございまして、その仕様書に基づきまして発注仕様書を作成しているわけございまして、現在、グレーダを製造しているメーカーが2社ございまして、今までの使用しているグレーダでない機種を今度購入するわけですが、運転席のハンドルを切った部分で、運転席が今まで動くか動かないかという違いでございまして。

そういったことで、多少は今までと違いますが、すぐ100パーセント発揮するということにはならないと思いますが、そのあたりは、この機械につきましては直営ではございまして、委託業者に委託している機種でございまして、そのあたりにつきましても、十分ですね運転を慣らしていただきまして、対応するというようにしております。

なお、グレーダにつきましては、コマツ製作所とキャタピラー三菱と2社で製造しているわけございまして、十勝管内的に見ましても、現在新得町を入れまして16市町村でグレーダを保有してございます。

その16市町村で20台保有してございまして、そのうち、今まで私どもが保有しておりましたコマツ製作所につきましては8台、それとキャタピラー三菱製につきましては12台ということで、近隣の清水町ですとか鹿追町などでもですね、同じような機種を導入してございまして、そういう急に替わったからということで、さほど影響がないということで考えてございます。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 町道の路線廃止及び認定について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第44号、町道の路線廃止及び認定についてを議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[村中隆雄建設課長 登壇]

◎村中隆雄建設課長 議案第44号、町道の路線廃止及び認定についてご説明いたします。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、

資料の図面でございます。青色の部分が廃止する路線でございまして、赤色の部分が

新たに認定する路線でございます。今回、廃止及び認定いたします路線は、国営農地再編整備事業で整備を実施いたしました道路でございます。

なお、この路線の交差点の一部につきまして、清水町の区域であるため、清水町の承諾が必要となっておりますが、先の清水町議会で承諾されたため、今回認定するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、1、廃止する路線といたしまして1路線ありますが、この路線につきましては廃止後改めて認定する路線でございます。路線番号304番、路線名、佐幌西3線、図面番号が 番でございます。

2、認定する路線といたしまして、路線番号304番、路線名、南新得佐幌線、図面番号 番でございます。

今回、廃止及び認定後の延長につきましては、950.6メートルの増加となります。よろしくご審議をお願いいたします。

[村中隆雄建設課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

◎石本洋議員 関連の質問をすると、また怒られるかもしれませんが、私はこの道路がですね、どのくらい利用をされるのか、ちょっと疑わしいなと思っているわけなんですけれども、国の制度を利用してやったということなんですけれどもね、将来的にいろいろな面から考えると、この道路の設定というのは、できればこの図面の、資料の図面「佐幌」の「幌」という辺りからですね、温泉に抜けるようなかたちで道路を設定すれば、決して国の制度にも乗らないわけではなからうというような気もいたしますし、町外からのパークゴルフ場の利用者、あるいは新得温泉の利用者という人たちの利便というのは、格段に向上するものだとかこういうふうに思うんですね。

そういった点からですね、これは今もう出来てしまったわけですから仕方のないことなんですけれども、そういう国の制度に乗っかるというときには、将来的に有効な道路なのかどうかということを考えながら、できるだけ有効な道路の設定というものを図っていただきたいものだなと、こういうふうに思うわけですね。以上です。

◎湯浅亮議長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 有効利用については、ちょっと。

私、原則的なことお話しとしまして、国営の農地再編事業でやっておりますから、あくまでも効果はビート、例えばビートが生産された場合は清水の工場に送るだとか、後、小麦の生産のときには、迅速に清水の乾燥センターに送ると、そういう効果費用で道路を造っております。

そういうことで、あくまでも国営再編ですから、農業利用ということで考えて造っておりますので、多目的利用とかそういう効果のほうでは、ちょっと、うちのほうではちょっと考えておりませんでしたので、ご了解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます
「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第6号 新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第12、意見案第6号、新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第13 意見案第7号 基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第13、意見案第7号、基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第14 陳情第2号 「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第14、陳情第2号、「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月14日から9月24日までの11日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月14日から9月24日までの11日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時52分)

第 2 日

平成13年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成13年9月25日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	陳 情 第 2 号	審査結果について
(追加日程) 3	意 見 案 第 8 号	じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

陳 情 第 2 号 審査結果について

(追加日程)

意見案第8号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員
11 番 石 本 洋 議員	12 番 古 川 盛 議員
13 番 松 尾 為 男 議員	14 番 渡 邊 雅 文 議員
15 番 黒 澤 誠 議員	16 番 高 橋 欽 造 議員
17 番 武 田 武 孝 議員	18 番 湯 浅 亮 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役		鈴 木 政 輝
収 入 役		清 水 輝 男
総 務 課 長		畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長		長 尾 正
税 務 課 長		秋 山 秀 敏
住 民 生 活 課 長		高 橋 昭 吾
保 健 福 祉 課 長		浜 田 正 隆
建 設 課 長		村 中 藤 正
農 林 課 長		齊 藤 正 敏
水 道 課 長		常 松 敏 昭
商 工 観 光 課 長		西 浦 茂 彦
児 童 保 育 課 長		富 田 秋 透
屈 足 支 所 長		田 中 延 嗣
西十勝消防組合新得消防署長		貴 戸 延 之
庶 務 係 長		鈴 木 貞 行
財 政 係 長		佐 藤 博 行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長		阿 部 靖 博
学 校 教 育 課 長		加 藤 健 治
社 会 教 育 課 長		高 橋 未 治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長		小 森 俊 雄
---------	--	---------

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長		佐 々 木 裕 二
書 記		桑 野 恒 雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

◎石本洋議員

1. オソウシ線道路の今後の維持管理責任と道路整備状況について

道路の関係について一つ質問をいたします。屈足のオソウシ線道路は一部町道が入る林道であります。奥に、オソウシ温泉鹿の湯荘、然別第二発電所があり、十勝ダムの東大雪橋、鹿追町の鹿牧場に抜ける観光路線でもあります。

従来、路盤の整備は営林事業署が行い、除雪等は町が対応していたとのことであります。ところが国有林の機構改革に伴い、この路線の整備が不十分となってきているとのことであります。

そのため、温泉利用者からの苦情も増加し、特に、路面の凹凸についてはかなり強い不満が出ているとのことであります。

私も、豪雨直後及び23日の2度通ってみましたが、なかなかの悪路であります。たまたま連続して豪雨があり、路面を掘り上げたこともあります。先行き心配されているところであります。

オソウシ温泉は本町観光にとっても大切な拠点であり、できればオソウシ線入口から十勝ダム東大雪橋手前までのイロネウシ林道を含めて町道として管理できないものでしょうか。あるいはオソウシ線入口から鹿追町鹿牧場までの間を道道として掲げ、整備できないものでしょうか。

いずれにしても、快適性のある道路であれば、道であれ、町であれ、国であれ、また砂利道でも良いわけでございますけれども、良いお考えはないか伺いいたします。

[石本洋議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えいたします。

一般道道忠別清水線を起点としてオソウシ温泉までの道路延長は、約6.6キロメー

トルあります。この内、町道は道道側から約1キロメートル、次いで林野庁と町の併用林道が1.7キロメートル、そして、そこから先は林野庁専用林道が残りますオソウシ温泉までの約3.9キロメートルとなっております。

道路の維持管理につきましては、それぞれ町が1キロメートルの分、また1.7キロメートルは林野庁と町が負担割合によりまして管理をし、残り3.9キロメートルにつきましては全て林野庁で管理することとなっております。

道路整備が不十分なところがあるとのことでありますが、これは林野庁が管理いたします専用林道のことと思います。十勝西部森林管理署東大雪支署では、オソウシ林道の整備は年2回、路面の補修管理を行っているところであります。

今後の整備計画を伺いますと、9月上旬に入札を終えまして、まもなく整備するとの回答でありましたが、町の建設課におきまして道路パトロールを行った結果、9月14日にグレーダによる路面補修を併用林道を含め、オソウシ温泉を通過し北海道電力・然別第二発電所までの約7キロメートルを実施いたしておりました。

また、オソウシ温泉から、十勝ダムの東大雪橋に至るイロネウシ林道につきましても、路面状況は荒れた箇所はなく、ほぼ良好な状態であったと報告を受けております。

オソウシ温泉側といたしましても、国有林の敷地を借りて営業をいたしているわけにありますので、温泉利用者の不便にならないように、林野当局に対して整備の要請をしていくべきではないかと考えております。

町といたしましても、利用者の多い時期に整備を実施していただくよう、要請をしていきたいと思っております。

ご質問にあります、町道として管理すべきではないかとのことでありますが、国が管理すべき道路に対して地元自治体が肩代わりをして管理することは、ご承知のとおり地方財政法上からもできませんのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、オソウシ温泉入口から鹿追町にあります鹿牧場まで道道に昇格をとのご質問であります。道道への認定につきましては、国の認定基準がございます。この路線を北海道に道道昇格を要請する事につきましては、交通量などの利用状況、また費用対効果などを総合的に判断いたしましても、現段階ではたいへん無理と判断いたしております。

いずれにいたしましても、利用者が不便にならないよう、適期に整備されるように、今後とも林野当局に対しまして、町の立場としても要請をしていきたいと考えております。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町道なり、道道なりに移行していく道はないかというご質問をいたしましたところが、やはり道路の基準だとか、あるいは制度上難しいですよと、こういう話ですね。

要するに、町民がこう使ったり、あるいは新得町の観光のために利用されるわけでありまして、今、道路状況が不備だから利用度がないだけの話しなんですよね。ですから、道路が良くなれば更に道路の活用というのが進むわけなんで、いちおう利用度がないからというのはちょっとどうかなって感じがいたします。

それと、地方財政法の関係でお話しがありましたけれども、そういう面があるからこそ、やはり町道なりに何なりに振り替えていくようなことが考えられないのかということだと思っております。

そこで今、いろいろと近いうちに入札も終わったし、近いうちにここに入るよということでもあります。ただですね、こういうふうに声を上げるとやってもらえるということではなくて、常時その定期的にですねやっていただけるといいわけなんですけど、例年、春と秋に2回整備をされておったんですが、今年は未だ、さきほどの話して今後はあるわけなんですけども、今までは無かったのかね。そういったような点から考えますとですね、先行きが大変心配だなというような気がするわけですよ。

それと、たいへん道路幅が狭いんですよ。そういう道路幅が狭いから町道にもならんし、道道にもならんと言われればそういうことなのかもしれないけども、私の運転技術があまり上手くないので、この間、雪にですね1回、やっぱりカーブの所でね、対向車線にぐっと急ブレーキ踏んで、やりました。帰りは2回。ということは、何台も通るわけですよ。私は帰りですから。向こうはこれから利用しようとするお客さんなんですよね。それから何台も通っている中で2回また、帰りは2回ですよ、危ない目にあったのは。

だから、ああいう砂利道ですからお互いに気を付けて走ってはいるわけなんですけれどもね。なかなか大変な、と同時にですね、このカーブの所にミラーがあるわけですよ。そのミラーがきちとなっているのをご見ながら走っていくうちに、今度は、ミラーが上のほうを向いたり、横を向いてですね、対向車線が見えないことがあるんですよ。これ、こっちから行って2個目まではいいですか、3個目か4個目あたりがそういう状態だったような気がしますね。

それから、温泉のお客さんはですね、行きはオソウシ道路を入っていくんですけども、帰りはイロネウシ林道を通って東大雪に出たいという気持ちが多いですよ。そういった点で、私はむこうを通らなかつたです。おっかないから。ですけども、町外からおいでになるかたは、たぶんむこうを通って行きたいだろうなという感じがいたします。

そういった点で、ひとつお考えをお伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 石本議員のご質問のとおり、確かに本町における観光の拠点の一つであるということについては、私どももそのように認識いたしております。

そこで、道路の整備の問題との関係になるわけではありますが、町のほうが完了いたしております所、あるいはまた併用林道の部分についてはですね、それなりに整備がなされていると考えております。悪いのはやはり専用林道と、この部分だろうと考えております。

したがって、せっかくお客さんたくさんおいでになるうえにおいて、道路が十分整備されていないということは、大きな問題でありますので、そうした意味合いを含めて、その時期や方法がですね適切であるかどうか、その辺も林野当局のほうにですねお願いをしていくべきではないかと考えております。

特に、オソウシ温泉側におきましては、敷地の使用料だとか、あるいは高い泉源料というふうなものをお支払いをしてですね、営業をやっているわけでもありますので、それだけにそうした課題は林野当局に当然言っていくべきではないかとそのように考えているところであります。

また、ただいまのご質問の中でミラーの不整備というふうなこともあったようでありますので、その辺の実態は現地を調査させてみたいと。それはどこで設置したミラーか

私分かりませんが、町が設置した物であればですね、それはやっぱりミラーが正常に作動するというかですね、そういう状態に点検をさせてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、やはり林野の分についてはある程度林野で責任を持ってやっていただくと。私ども、今回旧営林署がですね閉鎖されるに当たって、そのことに伴っているんな地元の自治体の負担が出てきたりですね、あるいは管理がおろそかになってしまうとですね、いろいろな面での問題があると。

したがって、従前のようにですね管理に万全を期してもらいたいという要請を厳しくいたしておりますから、今後ともそうした趣旨に沿って、その後の見回りといいましょるかそれをしていきたいなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町のこの道路に対する基本的な姿勢は結構なことだと思います。

けれども、発生してくるいろいろな問題についての対応ということも本当は考えていただかなくてはならないなと。

いちおう一部町道で、一部併用林道で、一部専用林道と、こういうことなんです、できればあそこまで、併用林道にできないのかということとね、それからもう一つ、これは税務課長に聞いたほうがいいと思うんですが、あそこの入湯税は年間どれくらい上がっているのかということですね、お伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 併用林道の問題でありますけども、負担割合とさきほど私申し上げたかと思いますが、これは国が79パーセント、そして町が21パーセントと、こういう負担割合によってそれぞれかかる費用の分担をしているということでありまして。

なお、オソウシ温泉の税関係につきましては、税務課長のほうからお答えいたします。

◎湯浅亮議長 秋山税務課長。

◎秋山秀敏税務課長 お答えいたします。オソウシ温泉の入り込み客でございますけれども、宿泊客が1,700人。それから、日帰り客が2,400人。併せて4,100人の入り込みとなっております。入湯税の金額でございますけれども、41万7千円でございます。

◎湯浅亮議長 13番、松尾議員。

[松尾為男議員 登壇]

◎松尾為男議員

1. 幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について

近年、幼児・児童に対するですね、いろいろな事件が多発しておりまして、国民全体がですね憂慮しております。したがって、私は幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について、お伺いしたいと思います。

文部省では、一連の事件の後ですね、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について、これ昨年の1月、それから、緊急に対応すべき事項、今年の6月、緊急対策について更に今年の7月、全国の各教育委員会を通じまして、末端まで通知をされていると思います。

今回、たいへんショッキングな事件でありました、大阪教育大学付属池田小学校で起きました校内児童殺傷事件を踏まえまして、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目、これは例として挙げてありますが、その改定について、更

に強化されまして、通知が今年8月31日付けで全国の各関係機関に通知をされていると思います。

この通知につきましては、文部科学省から道段階に、更に道から各市町村にということになりますと、この31日付けの通知につきましては、まだ届いていないかなと思いますけれども、今までの、昨年から今年7月までの項目につきましては、それぞれ通知がなされていると思います。当町の各校、それから幼稚園での取り組み、そして対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

点検項目としましては、一つは、学校において取り組むべき事項、これは日常的には9項、緊急的には2項の11項目。教育委員会等において取り組むべき事項として、日常的には4項、緊急的には2項、この6項。それから、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項、日常的には4項、緊急的には1項の5項目が示されております。

そして、その活用が促されているわけでありますが、地域それから周囲の状況等についてとにかくアンバランスでありますから、文部科学省の通知はですね最大公約数、更には大都市におけるところの問題点の指摘だとこのように思いますけれども、要はその完全確立が無理といってもですね、それぞれの持てる力を発揮してですね、その実行の実態を具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

[松尾為男議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての取り組み状況を、私のほうから総括的にお答えしたいと思います。

今、社会的に問題となっております、子どもに対する犯罪行為の安全確保につきましては、家庭や地域社会の協力はもとより、危機管理体制を確立していくことが重要な課題と考えております。

過般開催されました新得町生活安全推進協議会におきましても、大阪府池田市の小学校児童殺傷事件の情報交換や、本町における対策についての協議、更には生活環境調査を行いまして、関係機関からの意見交換や対策を実施いたしましたところであります。

幼児・児童に対する地域の犯罪の取り組みといたしまして、少年・少女を犯罪被害から守るため、商店街などのご協力をいただきまして、緊急時の駆け込み寺となる「子ども110番の家」を昨年7月に開設いたしました。

協力店は5店舗ありますが、登下校時に限らず、営業中であればいつでも子どもたちが駆け込めるようになっており、子どもたちを受け入れた際には一時保護するとともに、直ちに警察に連絡する仕組みになっております。

また、コンビニエンスストアやタクシーにも同様の主旨で、犯罪被害からの避難先として「コンビニエンスストア防犯連絡協議会」と「110番協力タクシー」も昨年設置されているところであります。

生活安全推進協議会が地域の生活安全の窓口になり、関係機関の連絡調整を行い、パトカーによります特別警戒や、子どもや女性を対象にした防犯ブザーの無償貸し出し、生活安全地域活動団体関係図のチラシを配布するなどの取り組みを行ってまいりました。

今後は、こうした組織の存在と活動状況について町民のかたがたへのいっそうの周知

徹底をしていきたいと考えております。

次に、幼稚園・保育所における安全対策の取り組みであります。施設といたしましての対応としては、来訪者の出入りの確認により不審者の早期発見、門扉の開閉や施錠の徹底、警察署への日常的な周辺パトロールの依頼などです。

また、保護者に対しましては、園児の送迎については、保護者の責任において行うことの徹底、園だよりなどでお知らせや各種行事、会合での注意の喚起、不審者情報の提供の依頼や、万が一、事件に遭遇した場合の緊急避難や警察署などへの通報等の対応をお願いいたしております。

いずれにいたしましても、この種の事件につきましては、予測不可能ばかりではなく、犯行そのものを目的に侵入してきた場合、幼稚園や保育所は開放的環境のもとに保育を行うことが前提であるだけに、絶対的、決定的な安全策は極めて困難性が伴う問題であります。

しかし、緊急時の危機管理はなんといっても園児たちの生命の安全確保を第一に、その即応態勢をどう構築するかにあると思います。

まず、職員間の連携を密に図ることが肝心であり、職員間の情報伝達、避難誘導、応急手当など、そして警察署や消防署等への通報を速やかに行う手順など、機会あるごとに確認をいたしているところであります。また、警察署に対しましても、緊急時の協力体制のお願いもいたしているところであります。

こうした安全対策の一方で、幼稚園・保育所には子育て支援や地域に開かれた園づくりが求められている今日、本町におきましても一時預かり保育や、在宅児や高齢者との交流、親子参加による園庭開放などいろいろな事業に取り組んでおりますが、この活動が後退したり施設が閉鎖的になったりしてはならないと考えているところであります。

今後とも親子が安心して通えるための安全確保に最善の努力をしてまいり所存であります。

また、ご質問にありました、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目は、幼稚園といたしましても教育委員会との連携の中で点検を行っております。

なお、学校関係につきましては、教育委員長のほうからご答弁を申し上げます。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

今年6月の大阪府池田小学校における児童殺傷事件や、広尾町内における児童殺傷事件は、許し難い事件であり、繰り返してはならない凶悪事件であります。

学校は、子どもたちにとって安全で楽しい場所でなければなりません。教育委員会といたしましては、危機管理意識を常に念頭に置き、毎月定例の校長会議で学校現場での児童・生徒の安全確保を教職員全体で取り組むとともに、日頃から緊急時の連絡連携体制づくりを指導しているところです。

特に、池田小学校の事件の際には、ニュース報道がなされた時点で学校訪問者への具体的な対応を通知するとともに、文部省から示されている安全管理の点検項目に沿った緊急の点検を指示いたしました。

また、6月23日には、子どもたちの安全確保は地域ぐるみの協力・支援が不可欠で

あることから、新聞折り込みチラシで町民みなさんへのご協力をお願いしたところであり
ます。

更に、従前から夏・冬の長期休業前には町広報で支援協力を呼びかけております。

各学校におきましても、緊急の集会を開き児童・生徒に注意を喚起するとともに、保護者へも文書により安全確保への呼びかけ、参観日などを通して直接保護者への注意喚起を実施し、支援と協力をお願いしているところです。

松尾議員ご質問のとおり、このたび、文部科学省が幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目の参考例として、学校や教育委員会が取り組む事項、そして家庭や地域社会の協力を得て取り組む事項、それぞれの項目で改訂が行われました。

どんな手だてをしても万全とはなりません、示された点検項目を参考に、地域に開かれた学校づくりを進めながら定期的な点検を実施し、警察など関係機関との連携を強化、安全で楽しい環境づくりに努めてまいります。

また、児童生徒が事故や事件に遭遇するのは、登下校その他地域でも想定されることから、現在、子ども会・青少年育成連絡協議会を中心に、「子ども110番の家」の拡大に取り組んでおり、地域との連携を深めた安全対策についても進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 13番、松尾議員。

◎松尾為男議員 町長のほうからですね総括的に、更には委員長から細部にわたってご報告なされましたが、私もこの点検項目を読んでみまして、文部科学省としては最大公約数的なことだろうというふうに思っております。

文部科学省も指摘をしておるようにですね、この点検項目については、参考例として示しているんだと。各学校、教育委員会等においてはですね、これを十分参考にしながら必要な修正、それから追加、これなどを行ってですね、学校や地域の実情に即したかたちで点検を行うことが望ましいということで、通知をされております。

ただいまお聞きした点では、新得町は新得町なりでの地域での取り組みとして、十分理解いたしますけれども、一つは教育委員会等において取り組むべき事項としてですね、日常の安全確保についての教育委員会の方針といいますか、危機管理マニュアルというものがですね、きちっと示されているのかどうか、この1点をお伺いいたします。

それから、安全に配慮した学校の開放、これは町長がおっしゃってるとおり今後でもですね、開放について前々からですねそのことを基本にしておりますから、解放時の推進の時の、いわゆる非開放部分との区別などもですね行っているのか。

それから、学校の施設の面で安全確保を図ると、そのためにどのような整備を今後計画していらっしゃるのか。

更には、緊急時の安全確保についてですね、さきほども町長からお答えがありましたけれども不審者、見分けるのはたいへんですけれども、その情報をお互いに交換したり、不審者の立ち入りや事件発生を予告した場合の対応策等についてですね、きめ細かに対策を立てておられるのかお伺いしたいと思います。

それから、家庭や地域社会の協力を得て取り組む事項といたしまして、家庭への働きかけ、さきほどもおっしゃってございましたけれども、野外での行動にあたっての注意すべき事項、なおかつ家庭で話し合うような働きかけを行っていらっしゃるのかどうか。

自分の身は自分で守るというのがひとつありますけども、幼い子どもですから、やはり一定の父母からですね、注意事項といいますかそういったものを担ってもらうようにですね、指導なさっているのかどうか。

それから、さきほど巡回指導があるとおっしゃってございましたけども、これは定期的に行っているとさきほどおっしゃってますが、週的に何日くらい行っているのかお伺いしたいと思います。

それから、「子ども110番の家」がですね、いま6か所ですか、配置をされているとお聞きしておりますけども、5件ですか。通学路とそれからですね、子どもの行動範囲を対象に適宜なところに配置をされているのかどうか具体的に教えていただきたいと思います。

なおかつ、帯広あたりはですね、子ども110番は大きなのぼりが立っております。新得の場合は8センチくらいの幅の18センチくらいの看板です。デザイン的にはいいんですけども、私の近隣の商店に貼ってあるのはですね、商店のいろいろな広告の間にあると。貼ってあることが知っている人でなければそれは見えないというような状況です。

ですから、そういったものを含めてですね、やはり、地域のかたたちにも喚起するためにですね、そういったところの手立ても考えてほしいと、このように思っております。

これは、住民生活課を飛び越えてですね、警察署と防犯連合会ですか、それと地域安全委員会との名称で看板を上げておりますけども、このときに具体的にですね、さきほど町長がおっしゃっているように生活安全推進協議会の中で具体的に行政側とのですね、綿密に警察のほうで相談されて連絡を受けてですね、こちらのほうの意見も入れてもらってやっているのかどうか、その点についてお伺いします。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 お答え申し上げます。

委員長からも答弁を申し上げたところでありますけども、更に具体的なお話しが今あったわけでありました。あくまでもこの通知というのは参考というようなことでありまして、それぞれの実態に合わせて項目を作っていくという趣旨のものであるというふうに理解をしております。

それでは、具体的にご質問のございました何点かあるわけでありまして、まず、緊急マニュアルでございますけれども、この分につきましては点検項目を中心にした対応というようなことが、これまでの対応でございますので、より具体的な防護ということになりますと、現在のところはですねまだございませんので、更に内容的なものを詰めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

それから、校庭開放等のいろいろな施設開放をしてるわけでありまして、この中では、区分ということでございますけれども、現在のところ夜間開放が主でございますので、体育館を開放するというようなことでございまして、その時間帯についてはですね特別な出入り口を利用させていただくというようなことでございまして、例えば、網で通行できなくしているというような対応については、現在のところしてございません。

それから、施設部分の見直し・改善ということでございますけれども、私どものほうではですね、それぞれ学校要望等も受けながら、そういった死角になっている部分、あるいはこういうふうにしたらより防止に役立つなというようなことでのですね方法等については、点検をしてそれなりに抑えをして、こういった防犯施設なり必要なという

ふうにはおさえてございます。

この分については、町の財政のほうともですね、いろいろこれから更により効果のあるものについては、協議をしながら具体化をしてみたいというふうに考えているところであります。

それから、各家庭への働きかけということでございますけれども、私どものほうでもできるだけPTAの皆様がたにも役員会等でもお話しをしてるところでございまして、各学校でもですね、それぞれ文書あるいは学年の便り等を通じてそれぞれ対応していただいているかなというふうに思っています。

先生がたにも、日ごろからこういった危機意識と併せてですね、より子どもたちを温かく見守る、そういった趣旨から家庭での話し合いということを大事にさせていただいているところではございまして、そういった面ですけれども更にこれからも継続をしてみたいというふうに思っているところでもあります。

それから、巡回のサイクルというようなことでございますけれども、現在のところ当時1学期の末でございましてけれども、それぞれ警察のほうにもお願いをして回っていただいたわけでありまして、今のところいろいろな施設の今回の安全確保に関わっての点検については、当面月1回各学校で進めていただいで、習慣化をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

また、それぞれの家庭のほうにもですね、そういった情動的なものを出していただくように啓発をしてみたいというふうに思っているところでもあります。

それから、「110番の家」の関係でございましてけれども、私どもでも今、子青連を中心としてですね、具体的に進めているところではございまして、今考えておりますのは通学路、それから公園に近接している場所、こういった所をターゲットとしながらですね、より身近で子どもたちの目が届きやすい、そういったところを何とかお願いをしようというようなことで、現在のところ50店舗というんでしょうか、事業所等が候補として挙がっておりますので、今月中には何とか設置に向けてですね今取り組んでいるところでもあります。

また、広報の部分でたいへん看板が見つらいというお話しがありました。確かに現在のものはたいへん小さいというようなことでありましてですね、この分についても今後改善をしていく必要があるなというふうに考えておりますけれども、子青連のほうでも、共同事業というようなおさえた中でですねこの事業を考えておりますので、そういった中でもこういった資材の面も検討をしてみたいというふうに思っているところでもあります。以上です。

◎湯浅亮議長 13番、松尾議員。

◎松尾為男議員 今の教育長さんのほうからですね、詳細にわたって回答なされました。これから取り組むこともあるということでございますので、更に強力に、慎重にですねお願いしたい。このように思っております。

さきほど、新聞折り込みのことを随分おっしゃってございましたけれども、これは各家庭にですね配布する態勢としてはいいんですが、今どこの商店もですね、町外の商店も大量に広告を折り込むわけですがけれども、なかなかこのですね、本当の意味の町民に、全町民にですね家庭に読んでもらいたいというやつをですね、その一般の商品の広告と一緒に入っちゃってですね、中へ入っちゃってるんですよ。

ですから、だいたいうちもそうですけれども、先に新聞を持ってきたときはですね、

広告はまずそっちへ置いておいて、ということになります。

結果的にはごみの分別収集もありますから、それはそれで別なもので束ねてしまうというのが一般的であろうと思いますので、新聞折り込みについては各家庭に配布する態勢としてはいいけれども、それが効果的なのかどうかですねもう一度点検していただきたいなど、このように思っております。

いずれにしても、お子さんを持っている父母のかただけでなくてですね、地域のかたたちも関心を持って幼児の安全を確保していく。これを啓発しながらですね、うちはまた僕たちの町内会はスクールゾーンのまっただ中にありますから、そういった面では、町内会としても協力していこうということにしていますけれども、いろいろな事件が重なりますと、知らない人に声を掛けられても付いて行ったり返事をしてはだめだよというように教えてますから、町内会ですねおじさんおばさんがですね声を掛けると逆に拒否をされてしまうというような、反面そういう状況も出ているのが実態だと思います。

ですけれども、それは大人のほうでですね気を付けながらですね、子どもに不安を与えないような対応をしていけばよろしいので、そういうことも含めてですねご指導願いたいなど、このように思っております。

それから、ここで、幼児をですね守ることが全世界共通だというように感じたことについて、ちょっとお話し申し上げます。

今回アメリカのですね、同時多発テロの時に発生した直後ですね、アメリカのテレビ局が特集をやりました。

その放映を見たんですが、同時多発テロ事件での幼児を助ける映像でしたけれども、その幼稚園はですね現場から100メートルも離れてないところに在るそうです。

幼児が28名ほど、0歳から預かっていたそうですけれども、幼稚園の外に1人先生がいて、その先生が事件を目撃いたしまして、すぐ幼児のことを考えて取って返して幼稚園に入ってですね、全先生に知らせて即座に子どもたちを全部集めまして、そして当然乗り物はありませんから、表へ出てですね逃げ出しました。

途中子どもたちが転んでも起こしてあげるからということで励ましながら逃げたそうです。途中デパートの、0歳の子どももいましたから沿道のかたもいろいろ手助けをした。デパートではショッピングカーをですね、何台も提供してですね、0歳児や1歳児、2歳児をですねショッピングカーに乗せて、そして先生と一緒にですね縦断で延々5キロメートル先のですね用地まで逃げたそうです。

そして、全員がですね、本当に全員が無事に助かったという救出活動のドキュメンタリーでありました。

どの国でもですね、まず幼児を守るということとは共通しているんだなとこのように感じました。

今はですね、点検して問題点の改善を図る、施設面での整備を図る、そのことで子どもの安全管理、子どもが安心して学校に通える状態にする。そのことが学校の設置者である教育委員会と学校の責務であると思いますけれども、今後とも協調して安心をですね限りなく100パーセントに近づけることだと思いますので、いっそうのご努力をお願いするところでありますが、私もお伺いするのはありますので、お答えをお願いします。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 お答え申し上げます。

今お話しのごことが基本的な事項だというふうに考えております。私の感じてる学校と

ということで考えていきますと、まずそれぞれの学校が危機意識を持ってもらうということがまず基本的なことだというふうに思っております。その上で、命を預かっているわけでありますので、命ということをごすね、よりいろいろなかたちで子どもたちも含めて考えていくということがたいへん大事だというふうに思っております。

合わせて保護者の皆様がた、その他地域、そして関係機関等の皆様がたの共通認識の中ですね、いろいろ考えられます具体的な取り組みについて進めていくことが大事だなというふうに考えておりますので、今後ともこういったことを基本にしながら指導あるいは対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

今、具体的にお話しのありました新聞等を使った広報の在り方ということでございませぬけれども、時期的に緊急だなという場合については、たいへん毎日発行されておりますので、そういった面では有効な手段だというふうに考えておりますけれども、そういった今のご意見も含めながら、広く考えてまいりたいなというふうに思っております。

また、地域の皆様がたとの関係におきましては、今お話しがありましたとおり、家庭の中ではですね知らない人に声を掛けられてもということもですね、現実の問題として学校でもあるわけでありまして、たいへんこの辺の兼ね合いというのは難しい面が多分にあるわけでありませぬけれども、いろいろ家庭教育の部分の中でも私どものほうでも、また考えてまいりたいというふうに考えております。

今回の社会教育法の改正によりまして、直接関係はございませぬけれども、たいへん家庭教育ということがですね社会的な問題になってきているということをごすね、家庭教育が教育委員会の事務として明確に位置付けをされたというようなことをごすね、従来から子育て支援等の取り組んでいるところでありますけれども、これからは更にですね関係する施設機関等の具体的な検討をする中で、より現実的な家庭教育の在り方に、それぞれ地域の中で、あるいは家庭の中で、行政としてというようなことをごすね、考えていくことになるかというふうに思っております。

私どものほうでも社会教育委員さんの会議のほうにですね、この教育目標として、家庭教育の中でどんなことを大事にしたらいいのかというようなことごすね、今答申をしたばかりでございまして、より具体的な地域としての子どもの在りようといひますか、育てる上での大事なものをもう少し皆さんと一緒に分かるように、対応できるように考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

[高橋欽造議員 登壇]

◎高橋欽造議員

1. 観光案内所の看板設置の支援について

米国同時多発テロ事件、全世界の人々を震かんさせた全く許すことのできない凶悪な事件でありました。今日のテレビを聞きますと80か国、7,000人に及ぶかたがたが犠牲になられたそうごすね、亡くなられたかたがたに心からご冥福をお祈りしますとともに、今なお、けがで苦しんでおられる多くのかたがたに、1日も早いご回復をお祈りするしだいでありませぬ。

さて、本題に入りますが、異常な景気低迷で多くの産業が採算割れを強いられて、企業の倒産、事業の縮小、社員・従業員の解雇と、毎日暗い報道の中で、本年8月15日、勝毎に写真入りで新得町観光協会の重点事業で、観光案内所の看板設置の記事が掲載さ

れました。

リゾート観光の町である我が町にとりましては、この事業での取り組みの効果、また、設置されました8事業所の熱意に、大きな期待を寄せるところであります。

この事業については、所管であります総務常任委員会委員長はじめ各委員のかたがたと、観光協会の役員のかたがたと意見交換をされて、このようなアイデアが出たというようにお聞きをしております。

そして、行政側にも理解を求め、多額の助成を付けたということをごさいます、総務常任委員会の各位に心からそのご尽力に敬意を表するものでございます。

どうかこの事業が今後更に拡大し、ぜひ成功させていただきたいという気持ちから、次の点についてお伺いをいたします。

その一つは、今後この看板増設に対して町は支援をするのか。

ひとつ、設置した事業所に対し、観光案内の指導・研修等はされているのか。

最後にこれからの観光事業促進に、どう町は対応されていくのか。この3点についてお伺いいたします。

[高橋欽造議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

観光協会に対する支援についてであります、本町への観光客の入り込みは年間約120万人前後を数えております。

今年度は、これらの訪れたかたがたが気軽に立寄り、必要な情報が得られるよう、町内の主要な箇所に観光案内取扱所を設け、観光客に観光名所や宿泊施設等の観光情報を提供し、温かく迎える運動を推進しているところであります。

1点目の案内所看板の設置に対する今後の支援についてであります、観光協会が今年度主に国道沿線の店舗にお願いし配置いたしております。

観光協会では、町内各所で情報サービスを受けられるよう今後も協力を申し出られたかたはもとより、そのほかにも協力を願ひ、主要箇所に設置していきたいとの考えを持っておられます。

町といたしましても、訪れた観光客にきめ細かい情報サービスを提供していくことが、観光振興上必要なことと考えておりますので、今後とも支援を継続してまいりたいと考えております。

2点目の観光案内所設置事業所の案内担当者への研修についてであります、設置に先立って事業所のかたがたにお集まりをいただき、案内パンフレットや案内資料を基に、観光案内の趣旨や対応方法について説明をし、協力を要請されたと聞いております。

町といたしましては、今年度は初めての試みであり、今期は試行として、この秋の紅葉シーズン後案内所設置事業所の担当者にお集まりをいただき、今期の反省や意見・要望を出していただき、次のシーズンに向けての資料の作成や接客に対する参考にしていくのが良いのではないかと考えております。

次に観光事業の促進に対する町の対応についてでございますが、昨年の9月議会でも申し上げましたとおり、本町の変化に富んだ豊かな自然環境を生かし、参加・体験型観光のニーズに対応した基盤整備や既存施設の活用を図り、観光客の期待を担う魅力的な観光づくりをしていく必要がありますし、合わせて新得の良さを多くのかたがたに知っ

ていただき、リピーターとして再び新得を訪れていただけるよう、宣伝活動や誘致活動を積極的に推進していかなければならないと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 さきほども申し上げましたように、8月15日のこの勝毎の記事を見ますというと、国道38号添いのガソリンスタンド、セイコーマート、キョウシヨク、新得そばの館など8か所というように出ておりまして、私じつはずっと回ってみました。

この線で各三つのガソリンスタンドがございませぬ。JA、それからひらかわさん、それから日晃さん、それからキョウシヨクさん、そばの館、それから狩勝峠にも設置しておりましたね。

一番今新得ですすね、出入りがいい本当にすごい営業をされておりますセイコーマートさん、ここに設置されてないんですすね。どうしてなのかな、という疑問を抱いたわけなんですすね、これにはなにかあれですか、設置するときになにか基準かなにか設けているんでしょうか。そのために設置をされないのかなと思っております、その辺について伺いたいと思います。

そしてすすね、そのときに2か所ほどで、その効果を聞きました。やはり看板をあげておくですすね、旅行者が来ましていろいろと尋ねられるそうです。

一番何を聞かれましたかと聞きましたらすすね、やはり道だそうですすね。特に新得からはすすねトムラウシ温泉、それからオソウシ温泉、こよう所を尋ねられたそうです。そのほかすすね、然別湖だとかというのも聞かれたそうですすすね、宿泊施設の場所だとか、料金、そういう細かいことまで聞かれたというんですすね。

ところがすすね、残念ながらパンフレットが何もなかったもんですから、電話番号を教えてそして聞いてみてくださいと、こう言ったそうです。そうしましたらすすね、観光客はあんまり不満顔だったそうですよ。

それで私はさきほど、研修だとかこようのをしたんですかということをお尋ねをしたわけなんでございませすすね、今後その対応につきましてすすね、どうされるのかお尋ねをいたしたいと思います。

こようことと、さきほど申し上げましたように、一番お客さんが出入りする、セイコーマートさんのオーナーがおられるわけですから、どうも聞き難いですがすすね、確かにすすね忙しいときに、なんだかんだと聞かれたらすすね、これまた面倒くさくなりますわね。こよう関係なのかな、それとも、何かあれでしょうか、設置されたところにはこよう協力金だとかこようような報酬的なものも出されているのでしょうか。その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 お答えをしたいと思います。

高橋議員もご承知のとおり、この事業につきましては観光協会がこの事業を展開いたしております、それにかかる費用として、町のほうでは財政支援をすると、こようかたちで進めているところであります。

まず、町内8か所ということに設置をされたわけにありますが、これは当面すすね、国道38号線沿線において、目立つ場所ということにそれぞれ協力をお願いしてすすね設置をされたとこようにお伺いをいたしております。

しかしその間、なんらかの事情で、取りあえず取り組みはできないというところもあ

ったようでありまして、それはそれなりの事情があったのではないかと考えております。

さきほども申し上げましたように、本年は試行的に取りあえずこの制度をスタートさせてみた。その上で、ただいま高橋議員から質問のありますように、実際の案内の面で十分でない点もあったというふうな、反省する点も多々あるのではないかと。

それからまた、来年以後ですね、どういうふうさらなる拡大、整理をしていくのかという次の展開もあるんだらうと考えております。

したがって、私どものほうでは取りあえず今年スタートさせてみて、その反省の上に立って事業の在り方といたしましうか、方法論も含めて今後観光協会の中で十分議論されていくものと考えております。それに必要な財政支援は、町のほうでもぜひしていきたいと。

今、ホスピタリティー運動というんでしょうか、そうしたお客さんを親切に迎える運動というようなこともですね、商店街を中心にして進めていただいているわけでありまして、そうした延長線上でやはりたくさんおいでになる観光客を、もっと多くの場所で観光客に対して情報の提供をしていくということが極めて大事だと、このように考えております。

なお、後段のほうで協力金というお話しがあったようですが、これは協会のほうですね、みんなで行き組んでいく事業で、そうした協力金は必要ないといいたしましうか、そういうサービス精神で行き組んでいただいていると、このようにお伺いたしたしております。

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 こういう事業というのは、1人でやっても効果は出ませんし、今町長がおっしゃられるようにですね、全町ぐるみで、やはり商店街ぐるみですね、みんなが一緒になってやらなきゃいけないと。

僕は、1か所お伺いさせていただいたところのオーナーはですね、やっぱりこういうものを設置することによって連携をとらうと。

例えば、そばの館でやったら、お土産はこういう所にもありますよ、それからここでガソリン入れてくださいよと、そうやって3か所くらい回ったときには、総体的に最後に来たところでは何百円サービスしましうかと。

例えば、ガソリンスタンドではですね、ああ、そうですかとハンコをもらってきて、そこで2リッターサービスしましうとかっていうようなですね、ことまで考えているということなんですね。

ですから、さきほども言いましたように、いろいろなご事情があつてセイコーマートさんは設置をされていないんでしょうけれども、ただ、いろいろなことが考えられるわけですね。

例えば、風が吹いていって車に傷を負った場合にはどうするんだとあって、いろいろな賠償関係が生じるのだなという感じがするんですね。保険にまで入ったということでございますから。そこまでおやりになってですね、私はさっき言いましたように全体でなんとかこの観光事業を盛り上げようじゃないかという機運が途絶えちゃっているんじゃないかと、そこでですね。それではやっぱりまずいなと思うんです。

特に、さきほど申し上げましたように、たいへん厳しい財政の中でも、250万円でですね確か。13年度の予算を見ますと、250万円増額しているはずなんです、観光協会に。その事業の内容を見ますとですね、駅のビデオだとか、それから、この案内所だ

とか、それからパンフですか。そういうようなものを含めてですね、そういうように町も理解をしてということでございますからね、なんとかやはり、そこはですね、ご理解をいただいて、やはり全町ぐるみで取り組んでるなど、そういう気持ちをですねやはり観光の皆さんがたにも知っていただくためにもですね、ぜひ、お考えを示していただきたいなと思っておりますので、どうでしょうか。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今、高橋議員の質問、まさにその通りだと私も考えております。

今、この個店というか、1軒1軒の店、いろいろな面で売り上げを含めてたいへんご苦労されていると考えております。

そうした折にですね、その個店を超えて、町内がある意味ではそうしたことによって、広域的に連携をしていくというふうなことは非常に私もたいせつなことだと考えております。

そうした意味合いも含めてですね、今後の取り組みにつきましてはさきほどから申し上げておりますように、いろいろな課題があるとすれば、その課題をどういうふうに解決すればですね、そうした広がりが出ていくのか。まだ試行段階でありますので、そうした反省を含めて、今後もっと幅広くこうした事業に取り組めるように、観光協会のほうにも質問の趣旨を十分伝えながら、また、町のほうとしても側面からそれを支援する形で進めていきたいと、そのように考えております。

なお、各設置していただいた個所には、それぞれにですね必要なパンフレットですとか、ある程度町の観光の概要が分かるような、そうしたものを備え付けておりますので、そうしたものを設置しているかたがたも、ある程度頭に入れていただきながら、またそうしたパンフレットを配りながらですね、対応していただければより親切なお客さんに対する対応になるのではないかというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第2号 「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」
の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第2、陳情第2号、「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから陳情第2号を採決いたします。

本件に関する陳情書報告は、採択であります。本件は委員長報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。資料の配付を願います。

(宣告 11時19分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時20分)

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおりであり、意見案第8号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、意見案第8号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第3 意見案第8号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第3、意見案第8号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は、文教福祉常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

散会の宣告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時21分)

第 3 日

平成13年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成13年9月26日（水曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第45号	平成13年度新得町一般会計補正予算
2	議案第46号	平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
3	議案第47号	平成13年度新得町水道事業会計補正予算
4	議案第48号	教育委員会委員の任命同意について
5	議案第49号	教育委員会委員の任命同意について
6	議案第50号	新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第51号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	認定第1号	平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
9	認定第2号	平成12年度新得町水道事業会計決算認定について
10	意見案第6号	審査結果について
11	意見案第7号	審査結果について
12	意見案第8号	審査結果について

会議に付した事件

- 諸般の報告（第3号）
- 議案第45号 平成13年度新得町一般会計補正予算
- 議案第46号 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第47号 平成13年度新得町水道事業会計補正予算
- 議案第48号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第49号 教育委員会委員の任命同意について

- 議案第50号 新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について
 意見案第6号 審査結果について
 意見案第7号 審査結果について
 意見案第8号 審査結果について

出席議員（18人）

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	14番	渡邊雅文	議員
15番	黒澤誠	議員	16番	高橋欽造	議員
17番	武田武孝	議員	18番	湯浅亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員	長	小笠原一水
監査委員		吉岡正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝
収入	役	清水輝男
総務課	長	畑中栄和
企画調整課	長	長尾正敏
税務課	長	秋山秀敏
住民生活課	長	高橋昭吾
保健福祉課	長	浜田正利
建設課	長	村中隆雄
農林課	長	斉藤正明
水道課	長	常松敏昭
商工観光課	長	西浦茂彦
児童保育課	長	富田秋彦

老 人 ホ 一 ム 所 長	長 尾 直 昭
屈 足 支 所 長	田 中 透 嗣
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	佐 藤 博 行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 健 治
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 俊 雄
---------	---------

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二
書 記	桑 野 恒 雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。ただちに、会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時01分)

諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第45号 平成13年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第1、議案第45号、平成13年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第45号、平成13年度新得町一般会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,416万9千円を追加し、予算の総額を76億4,062万6千円とするものでございます。

6ページをお開き願います。2款、総務費の文書広報費では、トムラウシ地区テレビ共同受信施設が老朽化により、改修が必要となりましたので、新たに補助金を計上しております。これは、地区共同受信組合が2分の1を負担をし、残りを町が2分の1補助するものであります。

財産管理費の14節、使用料及び賃借料、22節、補償補てん及び賠償金につきましては、役場職員寮を本年12月末をもって廃止を予定しております。移転先の住宅の借り上げ料及び退去に伴う移転補償金を計上し、17節、公有財産購入費では、屈足さわやか団地の解約に伴う用地取得費を計上しております。

住民活動費では、寄附がありましたので夢基金積立金を計上し、諸費では、法人町民税の前年度における中間納付分の還付金が増加したため、補正をしております。

7ページに移りまして、3款、民生費の福祉対策費では、身体障害者用緊急通報システムの整備につきまして、補助制度の改正により、扶助費から備品購入費への予算の組み替えを行い、老人ホーム費では、寄附がありましたので、入所者用の備品購入費を計上しております。

4款、衛生費では、葬斎場の炉改修につきまして、本年度1か所の改修を実施いたしました。残る1か所につきましても、炉内部の痛みが激しく、改修の必要が生じたため、予算を補正しております。

5款、労働費では、緊急地域雇用対策事業として、新たに郷土資料データベース化業務が補助採択をされましたので、予算を計上しております。なお、財源は全額道補助金を見込んでおります。

8ページをお開き願います。6款、農林水産業費の農業振興費では、農作物試験展示

ほに対する国庫委託金が確定をしたことに伴い、委託料を増額しており、19節、負担金補助及び交付金の農業生産総合対策事業は、ニンジンハーベスター導入事業について、農協が事業主体となり、補助採択の要請を鋭意進めてまいりましたが、本年度の事業採択から外れる結果となりましたので、予算を減額をしております。

なお、本機械導入につきましては、本年度、農協において単独で実施することといたしております。

21節、貸付金では、新たに2名のかたが新規就農されますので、支援資金貸付金を計上しております。

畜産業費では、牛の市場価格の高騰により、新規就農者支援に係る予算を増額しているほか、補助金として、新規就農支援一時金を計上しており、農地費では、南新得幹線明きよの、のり面の一部が崩れているため、補修費を計上しております。

9ページに移りまして、農村総合整備事業費では、屈足岩松に設置されている旧水田用取水施設の水利権返還に伴い、施設の今後の処理のための調査委託費を計上し、佐幌小学校線、農道改良舗装事業につきましては、事業に伴う補償費が実績減となったため、舗装工事の事業量を増やす予算の組み替えを行っております。

山村振興費では、レディースファームスクールのPR用として、冬期活動ビデオ作成の委託料を計上しており、林業費では、民有林振興の補助制度が改正になったため、関連する歳入、歳出ともに予算の補正を行っております。

10ページをお開き願います。7款、商工費の商工振興費では、屈足商店街のイルミネーション装飾事業に対する補助金を、観光費では、石勝線開通20周年記念事業が10月6日実施される計画ですので、この事業費の一部を補助金として、それぞれ計上しております。

9款、消防費では、西十勝消防組合の決算に伴う繰越金等の整理に伴い、減額をしております。

10款、教育費の小学校費では、佐幌小学校線農道工事に伴う電柱の移設により、学校内への電線を移設するための工事費を計上し、11ページ、社会教育費では、北新得墓地にある指定名木の保護をするための委託料を計上しております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

12款、国庫支出金、13款、道支出金は、歳出でご説明いたしました事業に係る財源として、それぞれ補正を行っております。

15款、寄附金では、夢基金用として、函館市の名誉町民、駒木嗣雄氏。老人ホーム用として、尾崎一雄氏、川代芳子氏からそれぞれ寄附がありましたので、補正をしております。

16款の繰入金では、屈足頭首工河川調査費の財源として、土地改良施設整備基金繰入金を計上し、財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整のため、増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 4点について、お聞きをしたいと思います。

歳入のほうで、さわやか団地分譲地の解約違約金、5ページでございますが、これは、

解約された戸数がですね、何戸が解約されてこの金額になったのか。

また、9ページのですね、13節、委託料で、レディースファームスクールPRビデオ作成。新得町のビデオ作成が、確か年間160万円ぐらいだったと思います。それよりも、この187万5千円というのは金額が高くなっておりますけれども、どのようなかたに頼まれるのか。

また、このPRビデオをですね、どのような効果を狙っておられるのか。また、金額等もですね、これが適当なのかっていうのをご質問したいと思います。

また、10ページの19節、イルミネーション装飾事業、屈足商店街のことでございます。

今、町で努力していただきまして、屈足の歩道拡幅の準備が進められております。そして早ければ、来年かなと。一部の屈足の基線ですね、真ん中一部660メートルが歩道の拡幅をする予定だと私は思っております。

その時には、住宅等をですね、移動したり壊したりするときに、このイルミネーションは、どのような効果で、どういうふうな取り付け方をするために予算を計上されたのか、ご質問したいと思います。

また、11ページの委託料で、指定名木の保護業務でございます。これは、私は悪くないって思っておりますけれども、本当にこれは腐れたところの木を保護するための予算付けなのか、せん定等をですねするためだけの予算付けなのか。

これは、専門にですね、この人を雇われるのか。これからも新得町のいろいろな名木に値するような木の保護を目的とした、こういう職人の人を雇うのかをご質問したいと思います。よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。1点目のさわやか団地の関係でございますが、今回予算計上した違約金の戸数は、1戸でございます。なお、以前の分と合わせて現時点で2戸、空きというか売れ残っております。

◎湯浅亮議長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 レディースファームのビデオテープの作成の関係でございますけれども、どのようなかたに委託するのかということでございますけれども、以前、委託先がですね、清水の業者でございました。

そのかたは4期生の夏期間の、6か月間ですね、そこで委託していただきましたので、ノウハウをもっているし、それなりの持っているということで、清水の業者に委託しました。

どのような効果があるのかということでございますけれども、4期生の場合は、夏期間ということで、20分編集ビデオでございます、毎月全国からですね、相当の数のかたの視察がございます。

そういうことで、レディースファームの研修生の生活を知ってもらうとともに、新得町の観光ですか、いろいろなイベントだとか。そういうのも映っておりますので、それを知ってもらうことでございます。北海道でなくて、遠くは九州からも視察がございます。そういう効果を狙っております。

それで、年間のビデオが160万円で、187万5千円が適当なのかというご質問でございますけれども、前の4期生の、今回6期生なんですけど、夏期間の6か月で、同様な金額でございました。

それで、再度見積もりして、いろいろ落とせるところも落としましたんですけれども、冬期間、ここで冬期間のビデオですね、PRするんですけれども、やっぱり6か月間だから、これだけ必要ということでございました。

われわれも、落とすところは落としてくれということで頼みましたけれども、おそらく6か月間という密着して取材をするということでございますので、たぶんこういう金額なのかなというふうに考えてございます。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 屈足市街商店街のイルミネーションの関係でございまして、これにつきましては、屈足の商工振興協議会のほうから、冬期間のですね、寒々しいというんですか、そういう環境の中に商店街に新たな装いをして、魅力アップを図りたいということで、屈足の陶芸センターの前ですね、立木っていうんですか、木がございまして、そこへ装飾をしたいということで。

たぶん、工事のときは、木はかからないんじゃないかなと思いますけれども、そういう所を予定いたしております。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 指定名木の保護につきまして、お答えを申し上げます。

場所は、北新得墓地の桜でございます。ご承知のとおり大きな枝が7本きれいに張り出してございまして、雪で折れる恐れもあるというようなことで、今回につきましてはですね、それにほおづえを掛けて、雪の重みを逃がすというようなかたちでございます。

ご質問にありました、腐りなんかにつきましてはですね、今回の工事で足場を架けますので、そのときまた詳しくですね、併せて調査をいたしたいと思っております。

それから、委託先でございまして、過去にも名木の治療なんかやっているという専門の業者がございまして、その中から選定をいたしたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 もう1回、レディースファームのことでお聞きしたいと思います。

私は、新得町の年間のビデオが160万円という金額だと捉えているわけでございます。

レディースファームも6期生、1期生からですね6期生までを全部映されるのか、6か月間、町の行事でレディースファームの生徒のかたがたの活躍をビデオに撮られるのかはわかりませんが、毎年ですね、ビデオに撮る予定が今後あるのか。それとも、清水の人はレディースファーム出身だから、関連してるからっていうふうにして、業者に指定したのか、今のご答弁だったら、そういうふうに私は聞こえたんでございまして、けれども。

これは出来上がりで、いろいろな人が視察に来たときに見せるには、私は必要だと思っておりますけれども、もうちょっとビデオの撮り方だとか、そういうのを役場でですね、煮詰めて削ったっていいんですけども、私は新得町は12か月ビデオに撮ってはいるんですよ。このビデオは何十分巻きのビデオになるんですか。

◎湯浅亮議長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 お答えします。1期から6期までいるんですけれども、全期の町内在住のかたをしてるわけではございまして、今の6期生のですね、6期生の、夏期間はもう4期生で、町内だとかいろいろイベント撮っておりますので、あくまでも冬期間のですね、生活実態、研修実態をビデオにします。ただし、中には卒業生、町内在住の

かたがおりますので、そのインタビューも入ろうかと思えます。

それから、このビデオは、今後引き続きですね継続していくのかというご質問ですが、けれども、なぜこれをやるのかというと、夏だけという、全国から集まってくるので、ちょうど新得をよく知ってもらおうということでございまして、ただ、夏期間だけしか映ってませんので、まあ冬期間ということございまして、夏と冬映ったということで、いちおうこれでレディースファームの1年間の研修実態と、新得町の良さを知ってもらおうということで、今のところは考えておりません。

それで、どうして清水の人かということございましてけれども、最初の夏期間のときは、ちょっと私も承知しておりませんが、たぶん同じ新得町のビデオ作成の業者と同じだと思えます。それで、いろいろ見積もり、突き合わせて、すり合わせてこうゆう金額になったのかなと思っております。

それから、ビデオでございましてけれども、20分の編集です。たぶん20分以上になれば、飽きるのではないかなと考えておりますので、もちろんその制作は、何十時間としてやって、それを20分に編集するしだいでございます。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 3点ほど伺いたいと思えます。

7ページの工事請負費の葬斎場の炉の改修でございましてけれども、170万円みてでございます。これは、2基あるうちの1つのほうかと思えますけれども、工事期間はどのくらいかかるのか、そして、何日くらい休まなきゃならないのか。他町村にまたその時、葬斎のために他町村に行かなければならない事態が生じるのか伺いたいと思えます。

それから同じく7ページでもってですね、委託料の郷土資料データベース業務がございましてけれども、この事業内容について、伺いたいと思えます。

次に3点目でございますが、8ページの貸付金でもって、新規就農支援資金2,000万円ございましてけれども、この2,000万円は、何名のかた、どこに新規就農されるのか伺いたいと思えます。

それから19節でもって、補助金・負担金でございましてけれども、これも一時金でもって100万円計上されてございましてけれども、これも何名のかたにあげるのか伺いたいと思えます。以上よろしくご答弁いただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 火葬炉の工期ですけれども、8月に一度直しましたけれども、それと同じように、工期につきましては約2か月間くらいの予定でやりたいと思えます。

実質には、火葬炉の煉瓦取り替えに1週間。養生に1週間。実質使用できない期間が2週間かかるというふうに考えております。

ちなみに、7月には11件、8月には12件火葬がありましたけれども、たまたま8月の工事期間中に他町村に行ったのが1件だけでございまして、なるべく重ならないことを祈るだけでございまして。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 郷土資料データベースの事業内容について、お答え申し上げます。

現在、旧新内小学校の体育館、一部をですね農林業振興会館、図書館に収蔵しております郷土資料約700点でございます。これを、現物の写真を含めてですね、パソコンで台帳を作成いたしまして、最終的には、CD-ROMというようなかたちで納品をしていた

だくというような事業内容でございます。

現在、品名ですとか、寄贈いただいたかたお名前等ですね、箇条書きの台帳しか、実は収蔵目録しか現在私ども持っておりません。

これらの台帳をデータベース化することによりましてですね、一例を挙げさせていただきますと、学校で授業で農業についてやってみたいということでありますと、その資料をお貸しすると、事前にどういうものを収蔵しているかということが一目で分かりますし、選ぶための検索も簡単にできまして、選ぶかたでも写真でも確認することができます。

いろいろ、われわれが今後、郷土資料を保存していくためにも役立つものでございますので、いろいろな多目的に利用していきたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 齊藤農林課長。

◎齊藤正明農林課長 8ページの貸付金の関係でございますけれども、新規就農資金2,000万円ということでございますけれども、新規就農条例によりまして、1名1,000万円ということでございますので、2名のかたが新規就農として貸し付けいたします。

どこに新規就農するかということでございますけれども、1名のかたはトムラウシでございます。もう1名は上佐幌地区の共同経営のほうに参画して、新規就農することになります。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 7ページですね、緊急雇用対策事業補助金でもって、これをデータベース業務をやるわけですけれども、この緊急雇用対策事業というのはですね、私の新聞で見たところでは、いろいろななんというか、メニューがあるようでございますけれども、そのメニューを分かりましたらお知らせをいただきたいと思えます。

それとですね、地域に対する雇用が今言った業務でですね、拡大されるのか。回り回れば雇用がどこかで生まれるわけでございますけれども、直接新得町において効果はない事業なのかなと思うわけでございますが、その辺についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

それから、新規就農でございますけれども、さきほど2名ということでございますけれども、1名のかたはトムラウシ、もう1名のかたは共同経営の参画ということでございますけれども、私が理解している新規就農というのはですね、個人がある所に、自分で経営をする。これは新規就農というような理解をしておったわけでございますけれども、今の答弁では、共同経営に参画をするというようなふうに受け取ったわけでございますが、その辺についてですね、町の条例では、連帯保証人が付けるようになっていると思えますが、その辺ですね、連帯保証人の審査とかですね、それはどのようにされているのか伺いたいと思えます。以上よろしく申し上げます。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 雇用対策事業のメニューの関係でございますけれども、大きく申し上げますと、教育、文化、福祉、環境、リサイクル事業、こういうもので緊急性を要するもので、新たな事業であるということになっております。

内容で申しますと、教育関係でいえば臨時講師だとか、生活指導員を募集するとか、そういうことになります。それから、文化関係では、埋蔵文化財の発掘だとか、データベース化というそういうものが該当になります。

それから福祉関係で申し上げますと、介護関係の人材の育成とか訪問ヘルパーの養成事業、そういうものが対象になります。

環境関係で申し上げれば、道路だとか河川の美化とか清掃、そういうものが対象になります。産業関係でいけば、情報処理の技術者の研修だとか。

内容といたしましては、一時的な雇用を創出するような事業内容になっております。

今回の事業の雇用の関係につきましては、担当課のほうからお答えいたします。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 お答えいたします。今回の郷土資料データベース化事業ではですね、延べ115名の雇用を予定しております。

これは、ご承知のとおり専門的な情報処理の技術者ですとか、郷土資料の関係がございいますが、一番人数が多い整理作業の関係では、延べ115日の内、延べ87日でございますので、この分につきましてはですね、極力地元のかたを雇用いただくように、決まりました業者のほうに要請をしていきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 新規就農者の連帯保証人の関係でございますけれども、条例・規則では2名以上ということでございますけれども、その前にですね、新規就農の定義、認定というのは、新規就農者の認定委員会がございまして。

酪農振興会の会長、畑作振興会長、それからJA新得と町、農業委員会その他構成しております、町内にまず2年以上ですか、実習をしていることが条件でございます。そういう人物的なこと、農業技術的なこと、そういうことをまず審査します。

それを踏まえまして、資金能力ですか、それも審査いたします。それで新規就農ということで認定するわけでございますけれども、いざ、貸付金のことにつきましては、それなりに担保が必要ということで連帯保証人を付けるわけでございますけれども、それは、新規就農認定委員会ではなくて、担当、農林課のほうでしかるべき保証能力があるかということで十分審査いたします。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 その貸付金の連帯保証人でございますけれども、本人からは、何も担保は持ってないわけですね。

そうすると、担保としては連帯保証人の支払い能力というか、これは、重きを置くわけですがけれども、例えばですね、連帯保証人が払えなくなった場合、まあそういうことがあってはならないわけですがけれども、そういうことが予想されるということがあるのかなと思うんですが、そういった場合ですね、条例では1名、2名以下ということになってますね。

それで、1,000万円ですから、たいして、100万円ずつ返して10年で返せるわけですから、大きな金額でないですけども。

いずれにしても、1名の連帯保証人というのは、若干無担保でですね、連帯保証人だけで1,000万円も貸すっていうのは、ちょっと、何となくいざというときにですね、担保がないわけですから、連帯保証人が2名おれば2名のどちらかということになるけれども、1名ではちょっと、若干心持たない面があるのかなと思うんですが、その辺はどんな考えですか。

◎湯浅亮議長 斉藤農林課長。

◎斉藤正明農林課長 まことに、本人が担保能力ないわけでございますから、まことに

そうだと思うんですけども。

例えば畑作、酪農につきましては、農協の組合長の推薦だとかいろいろございまして、まず農協の組合員になってもらうこともですね、新規就農の一つの条件でございます。

そうしまして、いろいろそういう場合、農協のほうでいろいろ貸付金だとか、いろいろ相談もございましてですね、だから、そこら辺もわれわれもやっています。

必ずその担保能力がないと1,000万円を貸し付けないということになりますと、意欲があっても、希望があっても、そういう農業者がいても新規就農できないわけですから、そういう道を切り開くためにも、こういう制度を作って、そのためにも町内で2年以上の農業実習ということを義務付けているわけですので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 ほかに。16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 10ページ、第7款、商工費の3番目の観光費、19節のですね、補助金のところで、石勝線開通20周年記念事業として80万円補助金を出しているわけでございますけれども、これはお金を出すだけで、人的支援というのはないんでしょうか。まずその点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 石勝線の20周年記念の関係でございますけれども、補助金としては、一部、総事業費の中の一部を補助するものですが、観光協会、町としても人的な、それから商工会も一緒になってですね、人的な協力は十分していき予定になっております。

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 人的支援もするということでございますよね。まあ、この80万円が高い安いは私はよくわかりませんが、石勝線の開通して20年というえらい早い、あっという間に20年っていうのが来たのかなとこう思っております。

当時のことを思い出しているのですけれども、あの狩勝線ができるときにですね、業者がたくさん入って、新得町も相当な景気も良かった。

それから、逆に今度ですね、この石勝線ができなかったらどんなことになってたろうかなということも、脳裏をかすめるわけでございますけれども、当時の先輩たちのですね、いろいろなことを言われました。「政治路線」だとか何とか言われましたけれどもですね、本当によく頑張ったですね、この駅を造ってくれたなど。

私は本当に感謝をしている1人なんですけれども、そういった面で、この20周年事業、本当にこの80万円というお金はどうやって算出されたのかなと。

さきほど言いましたように、高い安いは私はよくわかりませんが、本当に感謝の意を込めた算出方法でないのかなというように理解はしているわけではございませんけれども、この80万円というのが本当に妥当なのかどうかということをお尋ねをいたしたいと思えます。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 支援の内容についてでございますけれども、総額でいけば200万円近いお金になるわけですが、その内の80万円ということで40パーセント、4割程度の負担ということで。

そのほかにも、人的なそういう協力も十分して、特急が全線停車して、そういう恩恵を十分受けているわけですから、そういう面では、人的な面でも十分協力して20周年

にふさわしい事業にしていきたいと、私たちは考えております。

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 本当にこの20周年というですね、重みのある記念事業でございますので、町としても全力を挙げてですね支援をして、本当に良かったなという、町民がですねそういう感謝の気持ちを持つようなですね事業にぜひしていただきたいと思えます。

本当に、さきほども申し上げましたけれども、これがなかったらたいへんだなということ考えたときにですね、私は本当に先人たちに感謝の気持ちを持つわけでございますけれども、町長どうでしょうか。町長、今この20周年を迎えたですね、石勝線開業なんですけれども、今、町長お思いになってることというのとどういことでしょうか。最後にお尋ねをいたしたいと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 高橋議員がおっしゃられますように、この石勝線がですね、新得の駅が起点になったと。これは本町の発展といいましょうか、今日あるそれもですね、大きなお陰であると、基本的にそう思っております、高橋議員も広報読んでいただけたかと思えますけれども、20周年に向けて、私の20周年に寄せるですね思いというものは、「春夏秋冬」の中に十分書き尽くしていると考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 関連も含めて、3点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、6ページ、この夢基金の積み立てということで、夢基金事業がこう積み立ての金額が大きくなって、充実していくことは、まことに喜ばしいことだと思っている1人です。

ただ、この夢基金事業でですね、最近多少のトラブルもでてきているのが現実なところなんですけれども、この夢基金を運営するこの条例上でですね、夢基金を交付したときに、交付してもですね、それに伴うトラブルの責任は、町のほうに、あるいは夢基金の運営委員会のほうにはないという、明文化ということの必要性がないかどうか。まずこれが1点。

それから、10ページ、心の教室相談員についてですけれども、これも関連になるんですけれども、心の教室の相談ということになると、子どもたちがいろいろ抱える問題について相談するということが、この相談員に対する相談だと思えるんですけれども、子どもが抱えるいろいろな問題というのをですね、子ども同士、原因がさまざまなところにあることが考えられますね。学校にもある、家庭にもある、子ども同士にもある、本人自身にもあるということなんでしょうけれども。

最近親から相談されることなんですけれども、親として学校に対して思う気持ちというのを、なかなか伝える場がないけれども、それはどうやって聞いてもらったらいいのだろうか、ということなんです。

教育委員会のほうに、正式に親と懇談する場というのがなければ、なんらかの場を持つ必要がないかと思えるんですけれども、現状の対応はどのようになっているか。

それから11ページ、指定名木について、さきほどの吉川議員の質問にも関連するんですけれども、ここ数年の間にですね、せっかく指定名木に指定されている木が、栄町から3本ほどなくなってしまいました。

今回、北新得の桜の保護ということでの予算なんですけれども、知らないうちになく

なってしまう、もう手のつけようがないので切ってしまうということはですね、せっかく名木に指定をしていながらですね、それまでの対応が良かったのかどうかということが懸念されるんですけども、ぜひですね、現在十数本指定されていると思いますけれども、そのほかに、すぐにでも手当てしなきゃならない木がないのかどうか。

それから今後の課題として、どうしようもなくなってから手をかけるという前に、定期的に見てそうひどくならないように手当てをしていくような手立てにならないものなのか、3点お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 夢基金の関係について、お答えいたします。

言われている部分については、十勝スカイスports協会の話しだろうというふうに思っております。

この事業につきましては、申請時点に夢基金の運営委員会の中で、代表者のかたに、地域とのトラブルは起こさないで進めるようにと話しをしております。その中で、そういったトラブルは起こさないという返事もいただいております。

そうした形の中でスタートいたしまして、現行100万円の補助の認定をいたしましたけれども、機体購入報告と同時に概算払いの請求がありましたので、80万円だけ概算払いをしております。

その後、夢基金運営委員会の中で審査しました結果、夢基金として、住民とのトラブルが生じているのであれば、この部分については問題解決されるまで、残りは支給しないということで、現在保留をしております。

夢基金委員の皆さんは、事業の成功ひとつは祈るけれども、早く地域との問題は解決してほしいと、そういうかたちで今のところ整理をさせていただいております。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 関連が親の問題ということでございますけれども、心の教室相談員の中でですね、昨年も実施はしているんですが、子どもの悩みというのは非常に多種多様といたしますか、友人関係から異性関係から、いろいろなものがあります。

ただ、その中で、ここの相談員も親のほうとのカウンセリングといたしますか、最近については特にですね、子どもの悩みの状況によっては家庭訪問だとかですね、そういった関係で、親のほうのカウンセリングもということで、家庭訪問もさせていただきます。

ただ、親御さんのほうからですね、それじゃ、学校に対してどう伝えればいいのかということなんですが、私どものほうとしてはですね、できるだけ担任の先生とコンタクトを取ってくださいと。そして、思ったことがあればですね、自分の子どもの問題だけでなく、学校全体の問題、それから個別の問題構わずですね、できるだけPTAの中で話し合いをされて、学級懇談だとか、そういったときにも、学校に対してですね、そういった思いをできるだけ出してくださると、親の段階で止めないでくださいということで、申し上げているところでございます。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 指定名木について、お答え申し上げます。

現在町内で指定をさせていただいておりますのは、個所数で20か所、木の種類でいきますと12種類、本数でいきますと43本指定をさせていただいております。

菊地議員の質問にあった伐採の関係でございますが、これは栄町団地にありまして、営林署さんが保有していたコブシでございますが、これはもう内部が腐れてしまっ

すね、延命もできない。非常に通行が、道路の縁でございますので危険だということで、やむなく営林署さんのほうで処分いたしております。

ご質問にありますように、私どものほうの指定はですね、実は平成9年に全町一斉の、いちおう調査をいたしておりますが、いずれにいたしましても、名木といわれるような木は、いわゆる古木、古い木でございます、なかなか難しい、保存をしていくっていうのも難しい問題があります。

それからもう1点。20か所のうちですね、公共用地にあるのは10か所でございます、これは行政の中で保存していこうとか、治療していこうということであると早いですけれども、これ以外の10か所につきましては、個人なり、宗教法人さんの境内の中というような木でございます、これ直接私ども行政が保存処置をするとか、いろいろな処置っていうのは、なかなか取り得ませんし、実は私どものほうでもそういう治療に関する補助制度も持ってありません。

菊地議員のご質問にもありますように、今後また全町的な調査を含めて、それらについてもですね、今後検討させていただきたいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 この夢基金について、最初にそのようなトラブルうんぬんという話しをしたということなんですけれども、なかなかお互いに納得ずくというところまではいかないのが、トラブルということで今まで続いてきているのかなという気がいたします。

ぜひ、あくまでも交付された団体においてその責任は全うしてもらいたい。あるいは、町として、あるいは運営委員会としては、その後の責任はとらないといたらあまりにも無責任になるかもしれませんけれども、そのような明文化はぜひ必要かなと思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

それから、心の相談員なんですけれども、親の気持ちはぜひ担任の先生を通してという今のお話しでしたけれども、なかなか先生、あるいは学校との間にコミュニケーションが取れないことが親の悩みかなというふうにも取れないわけでもないんですね。

その時にですね、子どもも担任の先生に対する気持ちは悩みにつながれば、当然その相手に対して相談できないということもありまして、親としても気持ちとしては同じかなということがあります。

その辺の実態を教育委員会としてどのように捉えているんだろうか。あるいは、教育委員会に対して、親としての悩みをぜひぶつきたいんだけど、その場がないかという相談ですので、それに対する対応ということは、また新たな対応になるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、指定名木の件なんですけれども、ぜひですね、このひどくなってから予算をかけるよりも、定期的にまんべんなくかけていくほうが、長い目で見て節約になるかなという気がしないでもないんですけれども。その立っている場所に関わらずですね、巡回するなりして、定期的な点検をよろしくお願ひしたいと思います。

◎湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

◎高橋昭吾住民生活課長 夢基金の事業につきましては、当初、確か行政はあまり関知しないということもありますし、いろいろなものに挑戦してもらいたいという夢を持ってもらうということで、失敗しても補助していこうということで一応スタートしております。

ですけれども、今、菊地議員さんが言われました事業の失敗ということと、トラブルと

は問題が別だと思えます。ですから、この部分につきましては、運営委員会の中で十分検討させていただきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 親の関係でございますけれども、私どものほうで、教育委員会の中には、相談窓口というかたちで、生涯学習のほうでも、電話相談だとか、そういった窓口は開いております。

今後についても、そういった関係も含めてですね、更にまたPRに努めていきたいなというふうに考えてございます。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 指定名木の関係でございますが、さきほど申し上げましたように、平成9年のときに、全町的に専門家のかたも含めて実態調査をして、殺虫ですとか、殺菌でいいものについてはその場でやっておりますので、ご質問もっともだと思えますので、そういう方向で検討していきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第2、議案第46号、平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第46号、平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ229万4千円を追加し、予算の総額を7億7,612万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

8款、諸支出金では、過年度分療養給付交付金の精算に伴い、交付金の返還が生じたので、予算を計上しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

8款、繰入金では、今回の補正の財源調整として一般会計繰入金を増額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 平成13年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第47号、平成13年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第47号、平成13年度新得町水道事業会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入については、変更はございません。

支出につきましては、第1款、事業費の営業費用で、修繕費に不足を生じるための補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 教育委員会委員の任命同意について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第48号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第48号、教育委員会委員の任命同意について、教育委員会委員に、新得町屈足幸町2丁目31番地、大澤亮子氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

であります。

大澤亮子氏は、昭和30年生まれの46歳であり、平成9年10月から1期4年間の職にあり、9月30日任期満了となりますが、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。よって、この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、14番、渡邊雅文議員、15番、黒澤誠議員、16番、高橋欽造議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、14番、渡邊雅文議員、15番、黒澤誠議員、16番、高橋欽造議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は教育委員会委員の任命同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票もれはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

渡邊雅文議員、黒澤誠議員、高橋欽造議員、開票の立会を願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	17票、
そのうち有効投票	17票、
無効投票	0票、
有効投票中 賛成	17票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第5 議案第49号 教育委員会委員の任命同意について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第49号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第49号、教育委員会委員の任命同意について、ご説明を申し上げます。

長年にわたりまして、本町の教育行政にご尽力を賜りました植田重嗣氏は、この9月30日付けをもって任期満了となります。

植田氏は、平成元年10月から3期12年間本町の教育委員としてご活躍をいただき、この間のご労苦に感謝と敬意を申し上げます。

その後任といたしまして、新得町西3条北1丁目7番地、太田眞弘氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

太田氏は、昭和26年生まれの49歳であります。新得町畜産振興審議会委員をはじめ、多くの公職を持たれ、人格・識見ともに優れ、教育委員として適任としますので、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。よって、この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、17番、武田武孝議員、1番、川見久雄議員、2番、藤井友幸議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、17番、武田武孝議員、1番、川見久雄議員、2番、藤井友幸議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は教育委員会委員の任命同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票もれはございませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

武田武孝議員、川見久雄議員、藤井友幸議員、開票の立会を願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票、

そのうち有効投票 17票、

無効投票 0票、

有効投票中 賛成 17票、

反対 0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第6 議案第50号 新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第50号、新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第50号、新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。特別職報酬等審議会について、町長は、報酬、給料の額に関する条例を議会に提出しようとする以外に、必要があると認められた場合、定期的に審議会を開催することができるよう規定するものであります。

条例の本文に戻りまして、題名、第1条中「新得町特別職報酬等審議会条例」を「特別職報酬等審議会条例」に改めるものであります。

第2条中「条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ」を「条例を議会に提出しようとするとき、又は必要があると認めるときは」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第51号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第51号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。特別職の寒冷地手当のうち、加算額について、行財政改革の推進をはかるため、支給しないように改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、寒冷地手当加算額の扶養親族のある世帯主、6万6千500円、扶養親族のない世帯主、4万4千300円、その他の職員、2万2千200円について支給しないようにするものであります。

条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 行財政改革推進をはかるため、ゼロ回答にするということ。ゼロにしなければ、この文で見て、支給をしないということで、ゼロにしなければ改革が図れないのかどうなのか。

もう少し話を進めていくとするならば、一気にゼロということではなく、なだらかな改革というものができなかったものか。この点についてお伺いしたいと思います。

それから、言葉の字句ですけれども、「推進をはかる」、この「はかる」という言葉に非常に二つの大きな意味があると思うんです。

一つには、辞典を引いてみると「計算」となっております。もう一つには、「謀殺」となっている。「はかりごと」という大きな二つの意味があるわけなんですよ。

そういった中において、提案理由として「推進をはかる」というこの言葉自身がいかなものかと感じるわけであります。

それから、提案理由と改定内容について、その他の職員というふうにならわっております。提案理由の中におかれましては、特別職ということで、この中ではきちっとうたっているわけなんですけれども、改正内容の中にその他の職員まで入っている。その他の職員とはいかなものか、この点についてお伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。まず1点目、一気にゼロにしないで、なだらかな改革はできないかというお話ですが、現在も、財政状況というのは非常に厳しいというふうに認識しておりますが、将来にわたっても財政状況というのはますます厳しくなるのではないかと考えております。

その中で、全道的に見ましても、この厳しい状況の中、なんらかの特別職の給与の削減措置というのは、全道的に見ましても約3分の1の市町村で行われているところであります。

今回加算額をゼロにすることは、基準額しか支給にならないわけですが、理事者の了解を得まして、こういうふうにすることにいたしましたので、ご了解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、字句の問題、「推進をはかる」という関係なんです、私も勉強不足でたいへん申し訳ないんですが、今後十分勉強して、検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、その他の職員の関係ですが、これにつきましては、寒冷地手当の支給区分はあくまでも世帯ごとでありまして、その世帯に扶養親族があるのかないのか、それともその他の職員というのは、要は単身のかたというか、そういう3区分になっておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 今、理事者の承認を得て提案したと、こういうふうな考えでありますけれども、特別職ということにつきましては、やはりこの新得町をあずかる大事なかたがただと私は考えております。

特に、この厳しい状況の中で、どう左右して、どう対応をとっていくか、そういったかたがたの給与を、加算額について初めからゼロ回答ということになれば、これは、ただ単なる特別職ならず、一般町民の人におかれましては新得の財政というものがゼロに

しなければならぬという厳しいものかと。逆な疑惑を招くようなことになるのではなからうかと、このようにも考えるわけです。

ですから、理事者側の返答があればいいと、いいとか悪いとか、ただ単なるそういう問題ではないと、私は考えるわけでありませう。

特に、昨日、新得町の財政について、いろいろ勉強させていただいたわけなんですけれども、そうした中からも、ますます厳しくなるということについては、十二分認識をしているわけなんですけれども、やはり、一定程度の状況を見極めた中での改革というものが当然必要であるけれども、やはりそういった昨日のいろいろな話を聞くと、なだらかな改革というのが一番望ましいのかなということを感じますので、改めて、提案の修正を求めるところでもあります。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいま提案いたしております、特別職の寒冷地に関わる条例改正の問題であります、本件につきましては、総括的に今全道的なすう勢含めて、総務課長のほうから説明したとおりであります、本件については、私どもの姿勢としてですね、これを提案させていただくと、そういうことでありまして、千葉議員の言われる意味合いも、私どもも理解できるわけですが、しかし、ここはですね、一定の姿勢をもって臨んでいかなければならないと思っております。

また、将来に向かっては、人件費総体をどういうふうに見直していくかということも、これからの大きな課題でありまして、その前段と申しましうか、そういう意味で、今回寒冷地手当の加算額の廃止を提案させていただいているということでありまして、今日的に置かれている状況というものも、千葉議員も十分ご承知のとおりでありまして、ご理解を賜ればと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 ちょっと伺いますけれども、今ですね、この減額をした場合ですね、特別職と一般職ですね、各課長さんがたの年収の差は、どのくらいに下がるのか。分かりましたらお知らせをいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。平成12年度の数字でございますが、教育長の年間の支給額は、1,135万円です。一般職、課長職の一番高いのが、970万6千円。差は、164万4千円ございます。

平成13年度の見込みであります、この差が若干縮まりまして、153万3千円くらいかなというふうに思っております。これから153万3千円から扶養親族のある世帯主、6万6千500円の分が減額になりますので、おおよそ147万円ぐらいの差があるかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 今の説明を聞きますと、理事者と課長職の皆さん、147万円ぐらいの差ということでございますけれども、私は金額は別として、そんな大きな差でないのかなというふうに考えてございます。

例えば、民間会社でありますと、役員と俗にいう一般の社員とは、大きな差があります。そういう観点からいうと、私は、147万円は決して大きな差でない。少ない差、というふうに思います。

これは、私の言葉が悪いのであれば、お許しをいただきたいと思っておりますけれども、こ

の厳しい時代にですね、課長さんもですね、理事者の気持ちの気構えでもってですね、新得町のためにさらなる資質の向上と、それなりの努力をする必要があるのかなと思いますが、その点いかがでございましょうか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。差があまりないというご指摘ですが、職員につきましては、あくまでも人事院勧告にのっとり、給与を定めておりますし、特別職につきましては、さきほど審議いただきました報酬審議会に基づいての給与の決定というふうになっているところであります。

各課長も、それぞれ、おのおのもらっている給料というのは当然知っているわけですし、そういう自覚を持って仕事にあたっているものだというふうに思っております。

また、職員全体につきましても、研修等通じまして、資質の向上に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第8 認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第8、認定第1号、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成12年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

日程第9 認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第9、認定第2号、平成12年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成12年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

日程第10 意見案第6号 新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第10、意見案第6号、新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおり決することにしました。

日程第11 意見案第7号 基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第11、意見案第7号、基本政策の確立と14年度酪農・畜産政策に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

- ◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおり決することにしました。

日程第12 意見案第8号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

- ◎湯浅亮議長 日程第12、意見案第8号、じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

- ◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉会の宣告

- ◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成13年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 11時31分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 3 年定例第 3 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (1 3 . 9 . 1 3)

開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の変更	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
諸般の報告(第 1 号)	5
町長行政報告	5
日程第 3 認定第 1 号 平成 1 2 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について...	8
日程第 4 認定第 2 号 平成 1 2 年度新得町水道事業会計決算認定について...	8
日程第 5 議案第 4 1 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について.....	8
日程第 6 議案第 4 2 号 物品購入契約の締結について.....	9
日程第 7 議案第 4 3 号 物品購入契約の締結について.....	1 0
日程第 8 議案第 4 4 号 町道の路線廃止及び認定について.....	1 3
日程第 12 意見案第 6 号 新たな畑作の基本政策の確立と畑作物価格決定等に関する要望意見書.....	1 5
日程第 13 意見案第 7 号 基本政策の確立と 1 4 年度酪農・畜産政策に関する要望意見書.....	1 5
日程第 14 陳情第 2 号 「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」の提出を求める陳情書.....	1 5
休会の議決	1 5
散会の宣告	1 6

第2日(13.9.25)

開議の宣告	19
諸般の報告(第2号)	19
日程第1 一般質問	19
〔一般質問〕	
石本洋議員 ・オソウシ線道路の今後の維持管理責任と道路整備状況について	19
松尾為男議員 ・幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について...	22
高橋欽造議員 ・観光案内所の看板設置の支援について	29
日程第2 陳情第2号 審査結果について	33
日程の追加について	34
日程第3 意見案第8号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書...	34
散会の宣告	34

第3日(13.9.26)

開議の宣告	38
諸般の報告(第3号)	38
日程第1	議案第45号 平成13年度新得町一般会計補正予算	38
日程第2	議案第46号 平成13年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	49
日程第3	議案第47号 平成13年度新得町水道事業会計補正予算	50
日程第4	議案第48号 教育委員会委員の任命同意について	50
日程第5	議案第49号 教育委員会委員の任命同意について	52
日程第6	議案第50号 新得町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第7	議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第8	認定第1号 平成12年度新得町各会計歳入歳出決算認定について	57
日程第9	認定第2号 平成12年度新得町水道事業会計決算認定について	57
日程第10	意見案第6号 審査結果について	58
日程第11	意見案第7号 審査結果について	58
日程第12	意見案第8号 審査結果について	59
閉会の宣告	59